平成 28 年度

社会的インパクト評価等に関する 海外(欧州)調査

最終報告書

平成 29 年 3 月

PwC あらた有限責任監査法人

目次

1	調配	查実施要領	1
1.	1 影	哥査の背景と目的	1
1.	2 訓	周査実施計画	1
	(1)	調査対象	1
	(2)	調査内容	2
	(3)		
	(4)		
2	アー	イルランドにおける休眠預金、社会的助成、社会的インパクト評価	3
2.		?イルランド概観	
2.		*眠預金の法的位置付けと管理	
	(1)	休眠預金の法的位置づけ	3
	(2)	休眠預金管理における NTMA の役割	3
		休眠預金の DAF への移管、返還支払請求のプロセス	
		DAF の運用実績	
2.		木眠預金の活用制度	
۷.		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		休眠預金活用における Pobal の役割	
		Pobal が運営を行う助成制度の全体概要	
		プロジェクトの公募・申請	
		助成対象プロジェクトの選定	
		プロジェクトに対する資金助成	
	(7)	プロジェクトの実施と報告	14
2.	4 存	木眠預金を活用した助成制度における社会的インパクト評価	15
	(1)	社会的インパクト評価・報告の体系	15
	(2)	KPI の設定と評価方法	15
	(3)	評価に係るコスト	16
3	欧州	州全体における社会的投融資、社会的インパクト評価の状況	17
3.	1 图	欠州全体及びルクセンブルク概観	17
		SE COUT	17

(1)	組織概要	17
(2)	事業概要	18
3.3 EIF	-SIA について	19
(1)	投資先、投資の仕組み	19
(2)	投資先の選定方法	20
(3)	求める成果	21
(4)	EIF における社会的インパクト評価の全体構造	21
(5)	社会的インパクト投資の効果測定とインパクト評価	22
(6)	投資先に対する支援・サービス	23
3.4 EIF	-EaSI について	24
(1)	信用保証スキームの投融資先、投融資の仕組み	24
(2)	信用保証スキームの投資先選定方法	25
(3)	信用保証スキームの報告体系と社会的インパクト評価に関する取り組み	26
(4)	能力強化投資スキームの投資先、投融資の仕組み	26
(5)	能力強化投資スキームの投資先選定方法	27
(6)	能力強化投資スキームの報告体系と社会的インパクト評価に関する取り組み.	27
3.5 EIF	-EFSI について	28
(1)	投融資先、投融資の仕組み	28
(2)	投融資先の選定方法	29
(3)	社会的インパクト評価に関する取り組み	29
3.6 EIIL		30
(1)	組織概要	30
(2)	活動概要	30
(3)	社会的インパクト投資推進に関するワーキンググループ	31
(4)	社会的インパクト評価に関するワーキンググループ	32
(5)	社会的インパクト投資・インパクト評価に関する意見、展望	32
4 調査の)まとめ	34
	対象機関の整理と国・地域別の比較	
	預金の管理	

4.4	休即	3預金の活用における社会的インパクト評価の活用	36
4.5	社会	☆的インパクト投資の実践と社会的インパクト評価の位置づけ	36
4.6	社会	☆的インパクト評価の実施主体と実施コスト	36
4.7	社会	€的インパクト投資や社会的インパクト評価の推進	37
4.8	提言		38
5	別添資	多料	39
5.1		至項目	
5.2		<u>・</u> ヒアリング議事録	
	(1)	NTMA	
((2)	DAHRRGA	43
((3)	Pobal	44
((4)	SIA	48
((5)	EIF	51
((6)	EIIL	54
5.3	休則	3預金の NTMA への移管に関する通知フォーム	56
5.4	NTI	MA に移管する資金がない旨の通知フォーム	57
5.5	DA	F に移管された資金の払い戻しに関する NTMA への通知フォーム	58
5.6	Pok	oal が運営する DAF による助成制度申請フォーム	59
5.7	DA	F 領域 1 「社会的企業」プロジェクト完了報告要件	65
5.8	SIA	による社会的企業の定義	67
5.9	SIA	ファンドマネージャーに求められる投資プロポーザルの内容	67
5.10	Eas	SI 信用保証のレポーティング内容	68
5 11	FIII	による Société d'Impact Sociétal 提案概要	69

略語	正式名称	
САРМ	Capital Asset Pricing Model	
СВІ	Central Bank of Ireland	
DAF	Dormant Account Fund	
DAHRRGA	Department of Arts, Heritage, Regional, Rural and Gaeltacht Affairs	
DECLG	Department of Environment, Community, and Local Government	
DoF	Department of Finance	
DPER	Department of Public Expenditure and Reform	
EaSI	European Commission's Programme for Employment and Social Innovation	
EC	European Commission	
EFSI	European Fund for Strategic Investments	
EIB	European Investment Bank	
EIF	European Investment Fund	
EIIL	European Impact Investing Luxembourg	
EU	European Union	
GECES	Expert Group on Social Entrepreneurship	
IRIS	Impact Reporting & Investment Standards	
IRR	Internal Rate of Return	
ISIF	Ireland Strategic Investment Fund	
KPI	Key Performance Indicator	
LIIP	Luxembourg Impact Investing Platform	
NDS	National Drug Strategy	
NTMA	National Treasury Management Agency	
PbR	Payment-by-Result	
ROI	Return on Investment	
SIA	Social Impact Accelerator	
SIB	Social Impact Bond	
SIS	Société d'Impact Sociétal	
SITRA	Suomen Itsenäisyyden Juhlarahasto	
SME	Small-Medium Enterprises	
SROI	Social Return on Investment	

※通貨換算レート 1 ユーロ = 123.42 円(2017 年 3 月 15 日現在)¹

_

¹ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング過去為替相場 TTS (http://www.murc-kawasesouba.jp/fx/past_3month.php)

1 調査実施要領

1.1 調査の背景と目的

昨年度、内閣府では、社会的インパクト評価の実情及びインパクト投資等を行う機関について、先進的な取組みを行っている英国と米国の実地調査(調査件名「社会的インパクト評価に関する調査研究」)を実施した。他方、2016年12月に、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年法律第101号)(以下、休眠預金等活用法)が成立し、休眠預金等交付金の交付、資金分配団体に対する助成・貸付け関係業務の開始に向けて、2017年春に休眠預金等活用審議会が発足し、具体的な検討が開始される予定である。この休眠預金等活用法に関連する助成・貸付けにあたっては、「社会的インパクト評価等を用いることで成果を明らかに示していくことが想定され、これを具体的にどのように活用していくかが一つの重要な論点となっている。

本調査は、昨年度調査及び休眠預金等活用法の成立を受け、我が国同様に社会的インパクト投資等の推進にかかる取り組みが進められている欧州を対象に、休眠預金等活用法の具体的なスキーム策定に参考となる情報 収集を目的として実施したものである。

アイルランドでは、10年以上前より、休眠預金等に係る資金を福祉などの民間公益活動に助成する制度があり、助成活動の成果報告等に社会的インパクト評価を活用している。欧州全体においては、社会的インパクトをもたらす社会的企業に投資する欧州全体の機関として、European Investment Fund(以下、EIF)が2013年にSocial Impact Accelerator(以下、SIA)を設立し、「ファンドへ投資するファンド(ファンドオブファンズ)」として、社会的インパクトを志向する様々な基金に対して、指標等による成果を求めつつ投資を行っている。加えて、当地には欧州投資基金の社会的投資担当を長とする European Impact Investing Luxembourg(以下、EIIL)が組織され、欧州全体での社会的インパクト評価を推進している。

1.2 調査実施計画

(1) 調査対象

調査目的及び調査期間を考慮し、内閣府と協議の上、下記機関を調査対象機関とした。

- ・National Treasury Management Agency (アイルランド)
- ・Department of Arts, Heritage, Regional, Rural and Gaeltacht Affairs(アイルランド)
- ・Pobal (アイルランド)
- ・European Investment Fund / Social Impact Accelerator (ルクセンブルク)
- ・European Impact Investment Luxembourg (ルクセンブルク)

(2) 調査内容

アイルランドにおける休眠預金の活用制度の実態、欧州における社会的投資や助成等を行っている資金提供者、社会的インパクト評価を活用している資金提供者の助成等の実態について、以下のプロセスで調査を行った²。

● 有識者ヒアリング及び調査項目の設定

日本ファンドレイジング協会 代表理事 鵜尾 雅隆氏及び一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ田淵 良敬氏の両名から調査項目にかかるヒアリングを実施した。ヒアリングの結果を踏まえ、調査項目を設定した(5.1 参照)。

● 文献調査及び現地ヒアリングの実施

調査項目を踏まえ、現状把握を目的として、文献・レポート・団体のHP等の資料により情報を収集して整理を行った。文献調査で収集できなかった情報項目を整理し、現地調査質問項目を作成し、現地ヒアリングを実施した。

(3) 調査スケジュール

調査期間: 2016年12月~2017年3月

- 有識者ヒアリング・調査項目設定:2017年1月

- 文献調査: 2017年1月~2月 - 現地ヒアリング: 2017年2月

(4) 調査実施体制

調査は、内閣府の委託 ³を受け、PwC あらた有限責任監査法人のサステナビリティサービス部門が実施した。 現地ヒアリングにあたっては、アイルランド及びルクセンブルクの両国法人の担当者が 1 名ずつ同席した。

 $^{^2}$ 本報告書に記載された特定の手続や分析により、平成 29 年 3 月 24 日までに入手した情報にのみ基づいて実施。当該日付以降に環境や状況の変化があったものは、本報告書には反映されない。

³本件業務および文書は、内閣府と PwC あらた有限責任監査法人との間で締結した業務委託契約に基づき PwC あらた有限責任監査法人が実施・作成

2 アイルランドにおける休眠預金、社会的助成、社会的インパクト評価

2.1 アイルランド概観

1.1 で述べた通り、アイルランドでは、2000 年代初頭より、休眠預金の活用に向けた議論が活発化し、2001年に Dormant Accounts Act が制定され、休眠預金を民間公益活動(public charitable endeavors)のために活用する取組みが長く行われてきている。

2.2 休眠預金の法的位置付けと管理

(1) 休眠預金の法的位置づけ4

アイルランドでは、Dormant Accounts Acts 2001-2012 及び Unclaimed Life Assurance Policies Act 2003 に基づき、①15 年にわたり預金者等が入出金等の取引を行わなかった預金、②満期後5年が経過した満期保険金のある生命保険証券について、休眠預金と定義されている。同2法律は、①銀行及び住宅金融組合における預金、株式、当座預金、②An Post⁵における口座、定期預金勘定、貯蓄債券、積立貯金、③特定の生命保険証券、について適用される6。休眠預金と判断された資金は、各金融機関等より National Treasury Management Agency (以下、NTMA)が管理する Dormant Account Fund (以下、DAF)に毎年4月末までに移管される7。前提として、預金者等の支払い請求権は保証されている。

Dormant Accounts Act は 2005 年及び 2012 年に改正が行われている(Dormant Accounts (Amendment) Act 2005、及び、Dormant Accounts (Amendment) Act 2012)。2005 年の改正では、DAF の活用までの手続き、活用分野、各活用範囲に責任を持つ省を設定している。2012 年の改定では、それまで DAF の活用を管理してきた Dormant Accounts Board が解散され、代理機能が Minister for Arts, Heritage, Regional, Rural and Gaeltacht Affairs に移管されており、休眠預金の活用は、Department of Arts, Heritage, Regional, Rural and Gaeltacht Affairs(以下、DAHRRGA)が統括している。なお以前は、Department of the Environment, Community, and Local Government(以下 DECLG)が統括を行っていた。

(2) 休眠預金管理における NTMA の役割

DAF の管理・監督に関わる NTMA は、National Treasury Management Agency Act のもと、アイルランド政府に資産・負債管理サービスを提供するために設立された国家機関である(関連組織情報①参照)。

http://www.citizensinformation.ie/en/money_and_tax/personal_finance/financial_institutions/dormant_bank_accounts in ireland.html

⁵ アイルランドの郵政事業

⁶ 信託金庫における口座については適用されない。

⁷ DAFには、財務省の指示により Intestate Estates Fund Deposit Account から移管された資金も含まれる。

DAF の管理・監督に関する NTMA の役割は、投資管理機能と運営管理機能の 2 つに大別される。投資管理機能としては、**年次投資計画(Investment Plan)**の策定及び投資実行を行っており、運営管理機能として、預金及び返還の手続き、年次の資金分配手続き、ファンドの性質に応じた四半期または年次での残高調整、ファンドのリターン統制、流動性モニタリング、記帳・報告・監査対応等を行っている。

NTMA の監督責任については、Department of Finance (DoF) が負っている。NTMA は、DoF に対し、 年次投資計画の承認を仰ぎ、週次、月次、年次のリスクレポートを提出する義務がある。また、Comptroller and Auditor General に対する年度の財務諸表の提出、監査報告書の DoF 及び DAHRRGA に提出することも求められている。8

年次投資計画(Investment Plan)の内容について

返還支払準備金(Reserve)及び民間公益活動への助成を含む投資(Investment)の 2 つの要素を検討して作成される。返還支払準備金については過去の実績をベースに、通常は休眠預金総額の 15%程度に設定される。民間公益活動への助成に関する支出については、DAHRRGA の3カ年支出計画及び年次行動計画、その他 DAHRRGA からの指示を考慮して作成される。その他の投資活動の詳細については非公開である。

(3) 休眠預金の DAF への移管、返還支払請求のプロセス

預金返還請求及び保険金請求に対する支払対応は各金融機関・保険会社が責任を負っており、例えば各金融機関は故人口座を取り扱う専門部署を設置している。金融機関等の法令順守は、Central Bank of Ireland (以下、CBI) が責任を負っており、CBI は休眠預金口座の管理や利息計算が金融機関等によって正しく実施されていることをモニタリングしている。各金融機関等とNTMAの間での、休眠預金移管及び返還支払請求の各プロセスは下記の通りである。

図表 2-1:休眠預金の DAF への移管、返還支払請求のプロセス

休 眠 預 金 移管のプロ セス

- ・各金融機関は、毎年4月に、1) Lodgment form(移管休眠預金がある場合)または2) Nil returns form (移管休眠預金がない場合)の書類を作成し、NTMAへ提出する(書類フォーマットは5.3、5.4 参照)。
- ・NTMA は各金融機関からの報告内容を CBI に報告する。
- ・1) の場合は、報告・承認プロセスの後、資金の移管が実施される。

休眠預金返還支払

請求のプロ

セス

- ・金融機関は預金者からの週次の返還請求総額と計算利息を NTMA へ返還請求フォーム(FAX 又は PDF ファイルのメール送信)により連絡する。
- ・NTMA は返還請求フォームを確認・承認する(フォーマットは 5.5 参照)。
- ・NTMA から金融機関へ週次で払い戻しが行われる。 (預金金額と利息が含まれる)
- ・各金融機関より、預金返還請求者へ申請開始から通常21日以内に預金返還が行われる。

注)保険金請求に関しても上記と同様

出典:ヒアリング結果を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

8 現地インタビュー、National Asset Management Agency "Annual Report & Accounts 2015" July 2016、"Dormant Accounts Act, 2001" http://www.irishstatutebook.ie/eli/2001/act/32/enacted/en/pdf、"Dormant Accounts (Amendment) Act 2012" http://www.irishstatutebook.ie/eli/2012/act/23/enacted/en/pdf、http://www.ntma.ie/about-the-ntma/governance/

関連組織の情報

1 National Treasury Management Agency⁹

組織概要

NTMA は、National Treasury Management Agency Act のもと、資産及び負債管理サービスをアイルランド政府に提供するために、1990年に設立された国家機関である。NTMAのミッションは、公的な資産及び負債を商業的かつ慎重に管理することであり、同ミッションを達成する上で商業性、誠実性、結果主義、柔軟性、積極性、人の尊厳を尊重することを重視している。NTMA は9人から成る取締役会により運営されており、会長を含む6名は財務大臣により任命され、その他 NTMA の最高責任者、Department of Finance 及び Department of Public Expenditure and Reformの各 Secretary、は職権上取締役会のメンバーである。2015年末時点での職員数は431人、更に National Asset Management Agency に対して341人、Strategic Banking Corporation of Irelandに対して9人の人員を派遣している10。

事業概要

NTMA は、①公的資産及び負債の管理、②ビジネスサポート、を手掛けており、①は下記 5 領域に分けられる。

- **1) Funding and Debt Management:** アイルランド政府の国債の発行及び管理、DAF の管理、National Asset Management Agency 及び Ireland Strategic Investment Fundの財政管理、国家機関及び地方自治体に対する中央金庫サービス、Credit Institution (Eligible Liabilities Guarantee) Scheme 2009¹¹の運営、State Savings¹²の管理、中央銀行における政府のキャッシュバランスの短期的な管理、炭素クレジットの購入
- 2) State Claims Agency: 国家組織に対する個人の傷害、財産損害、医療過失に関わる損害賠償請求の管理、及び損害請求のリスク管理に関する国家組織向けの助言業務
- 3) NewERA: 国営企業のガバナンス・財政的及び商業的なオペレーション等のコーポレートファイナンスに関わるアドバイザリー業務、関連各省と連携した、エネルギー・水・通信・林業セクターにおける投資戦略の作成
- **4) Ireland Strategic Investment Fund:** Ireland Strategic Investment Fundの管理・監督 (商業的な投資を通じてアイルランドの経済活動及び雇用を支援するために設立されたファンド (元々は年金積立基金だったもの)、資金規模は80億ユーロ(約987億円) ¹³、長期投資を目的とし、資本構成にはフレキシビリティーをもたせ、変化しつつある市場の資本ニーズに対応する)
- **5) National Development Finance Agency**: 2,000 万ユーロ(約 24.7 億円)以上の公的投資案件を対象とした投資顧問サービス提供、交通・地方自治体セクターを除いたセクターの官民連携プロジェクトの調達・引き渡し業務、①金融危機の中、国家の体系上重要な金融機関の存続を確保するために 2009 年に設立された National Asset Management Agency、②アイルランドの中小企業に低コストの与信を提供するための国内・国際資金の受け皿として設立された The Strategic Banking Corporation、に対する人的・ビジネス支援

⁹ http://www.ntma.ie/about-the-ntma/

¹⁰ National Asset Management Agency "Annual Report & Accounts 2015" July 2016

¹¹ スキームに参加している金融機関の特定の負債について、無条件かつ取消不能の国家保証を提供するスキーム。金融危機を受け、金融市場に安定性を提供するために導入され、2013年3月に終了。

¹² NTMA が個人に対して提供している複数の政府の貯蓄商品のブランド・ネーム。

¹³ http://www.ntma.ie/business-areas/ireland-strategic-investment-fund/

(4) DAFの運用実績

2016 年 12 月末時点での DAF の運用資産残高は 2 億 5,900 万ユーロ(約 320 億円)で、2016 年における各金融機関等からの休眠預金の DAF 移管金額は 5,500 万ユーロ(約 68 億円)、預金者等への返還支払額は 2,600 万ユーロ(約 32 億円)、民間公益活動のへの分配助成総額は 1200 万ユーロ(約 15 億円)であった 14 (全て監査前暫定数値)。

図表 2-2: アイルランド DAF の収支と運用残高 (百万ユーロ)

費目	2003-2016/12/31 累積	2016/1/1-12/31
期初残高	-	242
DAFへの移管金額	846	55
返還支払総額	(337)	(26)
純負債	509	271
分配助成金総額	(275)	(12)
受取利息/諸経費	25	(0.06)
期末残高	259	259

注) 2016年数値は監査前暫定数値

出典:NTMA 資料を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

注:図表中の受取利息に関しては基金の持続可能性確保のための運用益、諸経費には Pobal への支払報酬 と預金者等への支払利息が含まれる

2.3 休眠預金の活用制度

(1) 休眠預金の活用制度の全体概要 15

DAFに移管された休眠預金の一部は、民間公益活動のために活用される。支援対象は、①経済的・社会的に恵まれない人々、②教育上恵まれない人々、③障害者、と定められている。資金は、民間公益活動を行う団体に対して活動に係る助成金(Grant)として提供されている。

休眠預金の活用制度は現在、Department of Arts, Heritage, Regional, Rural and Gaeltacht Affairs (以下、DAHRRGA) によって統括されている ¹⁶。DAHRRGA は他の関連各省及び DAHRRGA が適当とする組織と 3 年に一度協議を行い、DAF の支出目的や戦略を 3 か年支出計画 (Disbursement Scheme) にて定めている。DAHRRGA は、この 3 か年支出計画に基づき、関連各省及 び DAHRRGA が適当とする組織と 1 年に一度協議を行い、年次行動計画 (Action Plan) を作成し、プログラム内容、プログラム毎の上限支出金額を決定している。 3 か年支出計画及び年次行動計画は、アイルランド議

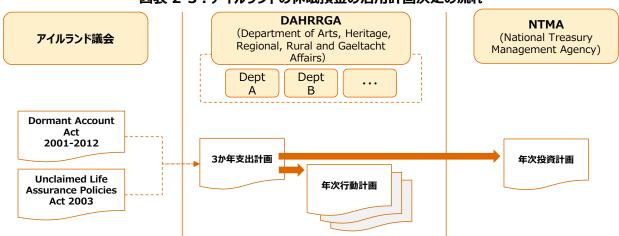
¹⁴ National Asset Management Agency からの受領資料

^{15 &}quot;Dormant Accounts (Amendment) Act 2012" http://www.irishstatutebook.ie/eli/2012/act/23/enacted/en/pdf

¹⁶ 2016 年に Department of the Environment, Community & Local Government が再編されたことから、統括権限が DAHRRGA に移行された。

会の承認を以って正式に決定される。上述の通り、DAFの管理・監督は、NTMAによって行われており、NTMAは、DAHRRGAが作成した3か年支出計画、年次行動計画も考慮に入れて、毎年4月に、**年次投資計画** (Investment Plan)を作成する。

年次行動計画に基づいたプロジェクトの公募・審査・運営については、各プログラムに関連する各省から第三者に委託して行うことが認められている。現状、この部分については、アイルランド政府が設立した非営利の中間支援組織である **Pobal**(関連組織情報②参照)にその多くの業務が委託されている(各省が独自で実施する場合もある)。プロジェクトの採用決定権はプログラムの担当省にあり、最終決定権は DAHRRGA あるいは Minister for Public Expenditure and Reform にある ¹⁷。



図表 2-3:アイルランドの休眠預金の活用計画決定の流れ

出典:ヒアリング結果を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

3 か年支出計画(Disbursement Scheme)について

DAF の活用にあたっての基本方針、支援対象 3 分野の定義、年次行動計画の実行方針、資金分配手続の原則に関して、ハイレベルで記載がされている 18。

年次行動計画(Action Plan)について

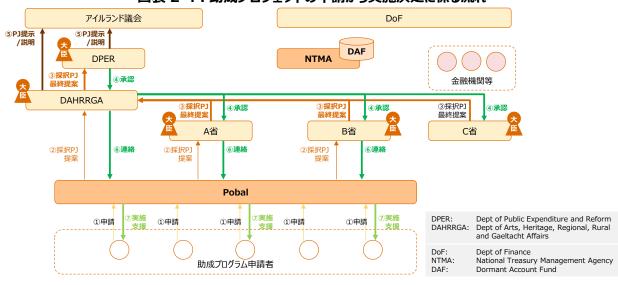
DAF 予算配分金額は、通常全体で 2000~2500 万ユーロ(約 24.7~30.9 億円)程度、年間平均で 30プロジェクト程度に配分される。 すべてのプログラムは 2-3 年の期間で実施される ¹⁹。

¹⁹ DECLG, "Dormant Accounts Action Plan 2016", 2016

¹⁷ DAHRRGA に関わるプロジェクトについては、Minister for Public Expenditure and Reform の承認、その他の Department のプロジェクト については DAHRRGA の承認が必要。("Dormant Accounts (Amendment) Act 2012"

http://www.irishstatutebook.ie/eli/2012/act/23/enacted/en/pdf)

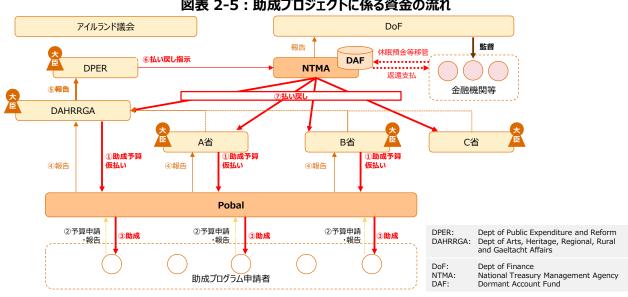
¹⁸ DAHRRGA, "Disbursement Scheme –Covering the three year period from December 2013 to November 2016", 2013



図表 2-4:助成プロジェクトの申請から実施決定に係る流れ

出典:ヒアリング結果を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

DAF の助成資金は、プロジェクト承認後、まず関連各省から Pobal へ助成予算の仮払いが行われ、個別プロ ジェクト毎にプロジェクト開始時~完了後に予め決められた時期・割合で、Pobalを経由してプログラム実施者へ支 払われる。Pobal からの定期報告を受け、DAHRRGA から Department of Public Expenditure and Reform (以下、DPER)からの払い戻し指示を受け、事後的にNTMAより、DAFから関連各省へ資金を払 い戻しする。



図表 2-5:助成プロジェクトに係る資金の流れ

出典:ヒアリング結果を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

(2) 休眠預金活用における Pobal の役割

Pobal は、DAF の主管省である DAHRRGA と、サービス契約 (Service Level Agreement) を締結し、関連各省が担当する DAF を活用した民間公益活動目的の助成プログラムの実行支援を行う ²⁰。上述の通り、DAF の年次行動計画に含まれるすべてのプログラムについて Pobal が実行支援を行うわけではなく、Pobal に外部委託してプログラムを実施するかどうかは担当各省の判断によって年次で決定される。 Pobal が実行支援を行うプログラムに関しては、DAHRRGA 及び担当各省とのワークショップによりその詳細を決定する。

関連組織の情報

²Pobal²¹

組織概要

Pobal は、アイルランド政府を代表して、同国における社会経済開発を支援する中間組織として、European Union Commission (以下、EC)との合意のもと、アイルランド政府によって 1992 年に設立された非営利の保証 有限責任会社 (Not-for-profit company limited by guarantee) である。

プログラム管理における豊富な経験に裏付けられた統合的なアプローチを活用し、裨益者がポジティブなアウトカムを 実現すること、またアイルランド政府が投資に見合う価値を実現することを目指している。

資金源は主にアイルランド政府及び EC であり、2015 年度の総資産規模は約3億8,697万ユーロ(約478億円)、プログラムの助成のために Pobal から支出された額は3億4,507万ユーロ(約426億円)であった。

Pobal には 231 名の職員が在籍しており、アイルランド政府が任命した 16 名から成る取締役会によって運営されている。

事業概要

Pobal はアイルランド政府及び EC を財源とするプログラム及びプロジェクトに対するマネジメント・サービスを提供している。プログラムのデザイン及び計画、また、プロジェクトの公募、審査、契約の管理、財務管理、進捗モニタリング、その他サポート(会計システムに関する研修、ベスト・プラクティスの共有など)、監査、検査、コンプライアンス訪問、助成金の返還手続き、などのサービスを主に提供している。また、標準的なプログラム/プロジェクト・マネジメント・サービスに加え、IT やデータ・システムのサポート、プロジェクトを実施するスタッフに対する研修など支援先の能力強化に該当するサービス、また、物資調達、給与計算などのサービスも提供してきた実績がある。さらに、2015 年には独自のリザーブを財源として、Pobal 及び Pobal の支援先の能力強化を目指したプログラムを運営している。

2015 年度には、DAF を活用したプログラムを含め 26 のプログラムを支援した(現在は 21 プログラム)。資金提供者別に、Department of the Environment, Community and Local Government 計 5 プログラム、Department of Social Protection 計 5 プログラム、Department of Children and Youth Affairs 計 12 プログラム、Department of Justice and Equality 計 2 プログラム、Special EU Programmes Bod 及びCommunity Fund for National Organizations それぞれ 1 プログラムである。

²⁰ Pobal "Annual Report 2015" October 2016

²¹ https://www.pobal.ie/AboutUs/Pages/Who%20We%20Are.aspx、Pobal "Annual Report 2015" October 2016

DAHRRGA とのサービス契約に基づいて提供される Pobal のサービスは、①運用管理、②プログラム管理の 2つに大別される。①運用管理としては、各プログラムの内容と申請手続きの設計、申請・評価・採択案件決定支援、申請者サポート(ヘルプデスクの設置による各種質疑対応)、契約関連事務手続き支援、助成関連事務手続き支援、対の関連事務手続き支援、対の関連事務を支援、神益者サポート(Development Coordinator と呼ばれる専門人員によるサポート)、財務/非財務のパフォーマンスのモニタリング及びレポーティング支援(プログラムのクライテリア作成時にモニタリング及びレポーティングフレームワークを検討する)、財務管理、プロジェクト監査・検証、担当各省向けのレポーティング等を実施している。②プログラム管理としては、プログラムレベルのアウトプット、アウトカム、インパクトの測定支援(主に初めのフレームワーク設定)、DAHRRGA とのサービス契約に基づくプログラムガバナンスの確保、申請等に必要なシステムサポートがある。

Pobal は関連 Department とのサービス契約に基づき、被供与団体の検査及び監査を独自で行っている。 EU のルールや規則を採用し、Pobal の監査チームは定期的に検査訪問を行い、プロジェクトに関わる活動、資産、支出の現状及び規則性を確認している。また、検査訪問を通じて、会計簿やその他記録を確認し、より詳しく助成金の適切な使用状況、管理体制及び事故防止体制が十分整っているかを確認する。

(3) Pobal が運営を行う助成制度の全体概要 22

DAHRRGA の最新の年次行動計画を元に、2017 年 3 月現在 Pobal では 8 つの**支援領域(measure)**に対して助成の公募を行っている。年次行動計画の中で各領域の全体プログラムは 2-3 年程度で計画され、Pobal が運営する各領域の個別プログラムは 12-18 か月程度で計画される。現状の 8 つの支援領域は、領域 1 「社会的企業」、領域 2 「青少年の雇用」、領域 3 「在宅介護サービス支援」、領域 4 「薬物・アルコール乱用防止」、領域 5 「地域社会のコーディネーション(障害者サービス)」、領域 6 「障害者住宅センターが Health Information and Quality Authority 23 基準を満たすための支援」、領域 7 「青年障害者支援」、領域 8 「障害者のためのレスパイトサービス」、である。

Pobal は領域別にファクトシートと呼ばれるプログラムの仕様書を作成し、それぞれの助成目的、助成対象、助成規模、期間等の情報を公表している。 2017 年 3 月現在は、領域 1 「社会的企業」のプログラムが公募されている。 (以降の章では公募が行われている領域 1 「社会的企業」のプログラムを例に、助成制度の詳細内容について述べる)

図表 2-6: ファクトシートの主な内容

✓ DAFの目的	✓ 申請提案に対する審査ポイント	✓ 下限/上限プロジェクト金額
✓ プログラムの全体予算金額	✓ プロジェクトでカバー可能な活動	✓ 採択予定案件数
✓ プログラム概要	✓ プログラム全体で求めるアウトプット・アウトカム	✓ プロジェクトでカバー可能な費用
✓ 申請資格/申請要件	✓ プロジェクトの最大期間	✓ 根拠·関連法案

出典: Fact Sheet Measure 1²⁴を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

²² https://www.pobal.ie/Beneficiaries/DormantAccountsFund/Pages/DAF-Measure%20Facts%20Sheets.aspx

²⁴ https://www.pobal.ie/Beneficiaries/DormantAccountsFund/Pages/DAF-Measure%20Facts%20Sheets.aspx

²³ アイルランドにおける医療および社会的介護サービスの向上を目指す国家機関。

図表 2-7: Pobal の DAF 助成プログラム(支援領域別)の整理

#	支援領域	プログラムの概要	支援対象 [詳細要件]	支援金額 (下限/上限)	支援期間
1	社会的企業	供能力を強化し、売上を伸ばすことでインパクトを拡大させる ことを目的としている。 助成の対象となるのは、 機械や特殊な	Forfas(*1) が定めた社会的企業の定義を満たす法人格を持つ企業 [プロジェクト総額の2割について他の資金提供者がいること]	20,000€/ 原則100,000€	12ヶ月
2	青少年の雇用	雇用市場から切り離され、教育機会に恵まれず、メインストリームの支援を受けない傾向にある青少年を支援することを目的としている。こういった青少年に対する研修、起業を支援する費用を対象としており、約8-10のプロジェクトへの助成が想定されている。	Public Participation Network Guidelines (*2) により定義されたSocial Inclusion Organisations、Local Enterprise Offices、Local Community Development Committees、Educational Training Boards、National/Regional Youth Organisations、Local Development Companies、 [法人格があること、脆弱な青少年の支援事業において最低3年の経験があること]	50,000€/ 原則100,000€	~18ヶ月
3	在宅介護サービス支援	介護サービス提供者のスキルの向上を図ることでサービスの質を改善させる他、サービス提供者の怪我のリスクや心理的な負担を軽減させることを目指している。在宅介護者に対する研修、サポート・サービス、情報の拡散などが助成の対象であり、約8-10のプロジェクトへの助成が想定されている。	プ・団体 [法人格があること、介護サービス提供者に関わる事業にお	① 20,000€/ 40,000€ ② 50,000€/ 250,000€	12ヶ月
4	薬物・アルコールの乱用防止	アイルランド政府のNational Drugs Strategy (以下、 NDSと略記)を実施するためのプログラムであり、一般市民及 び特定のリスク・グループを対象とした啓蒙活動などのイニシア チブが対象である。 24のプロジェクトに対して助成が想定され ている。	アイルランド政府のNational Drugs Strategyを実施する ために組織されたLocal Drug and Alcohol Task Forces 及びRegional Drug and Alcohol Task Forces	30,000€/ 50,000€	12ヶ月
5	地域社会のコーディネーション (障害者サービス)	障害者及び自閉症の患者の地域社会における参画を推進するためのプログラムである。個人レベルにおいては、情報提供や自己啓発の支援などを行ない、コミュニティー・レベルにおいては政府・非政府サービス・プロバイダーとの関係確立、啓蒙活動などの活動が支援対象である。バイロット的に5-7つのプロジェクトを支援することが想定されている。	Health Act 2004のもと資金支援を受けている非政府組織・団体、法人格を有するコミュニティー団体、国家機関 [他の組織とのパートナーシップが応募の前提]	50,000€/ 100,000€	18ヶ月
6	Information and Quality	障害者にとって、安全な施設、質の高いサービス、必要なサービスへのアクセスを提供するためのプログラムである。助成対象は、①障害者のニーズに対応する改装工事、備品の取り替え・アップグレード等、②施設の安全管理などに関わるスタッフのスキル向上を目的とした研修、である。①に関しては10-12プロジェクト、②に関しては2-4つプロジェクトを助成することが想定されている。	済みの子供を対象とした障害者住宅センター [プロジェクト 総額の最低5割について他の資金提供者が存在すること]	① 20,000€/ 40,000€ ② 20,000€/ 50,000€	12ヶ月
7	青年障害者支援	Comprehensive Employment Strategy for people with disabilities (障害者の雇用に関するアイルランド政府の10年戦略) の実施をするプログラムであり、高等学校教育終了前の就職ガイダンスの提供、高等学校教育前後におけるライフ・スキルの習得、建学・就職へのトランジションを支援するイニシアチブなどが対象である。小規模かつ大規模のプロジェクトそれぞれ5つを支援することが想定されている。	法人格を有している青少年事業の経験のあるコミュニティー 団体、国家機関(Education Training Boards、 Education Centres、Third Level Institutions、 Second Level Schools、Health Service Executive)、Health Act 2004 Sections 38 and 39のもと資金支援を受けている非政府組織、が対象とな る。また、プロジェクトは他の組織とのパートナーシップを前提 としている。	20,000€/ 50,000€	18ヶ月
8	障害者のためのレスパイトサービス	障害者に対して施設を必要としない革新的なレスパイトサービスの提供を支援することを目的としている。例えば、ホスト・ファミリーとの短期滞在、バディー・システムなどが想定されている。小規模なプロジェクト6-7つを支援することが想定されている。 (ーションに関するアイルランドの国家政策諮問委員会。	法人格を持った、Health Act 2004 Sections 38 and 39のもと資金支援を受けている非政府組織、コミュニティー団体、Family Resource Centres、Local Disability Groups、Sporting and Leisure Groups、Development Companies	15,000€/ 30,000€	18ヶ月

出典: Fact Sheet (Measure 1-8)25を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

 $^{25}\ https://www.pobal.ie/Beneficiaries/DormantAccountsFund/Pages/DAF-Measure\%20Facts\%20Sheets.aspx$

^{*1)} 企業、貿易、科学、技術、イノベーションに関するアイルランドの国家政策諮問委員会。 2014年8月に解消され、Department of Jobs, Enterprise and Innovationに機能が移管された。 *2) 市民が政策決定に参加、地方自治体の活動を監督する上でのフレームワークに関する政府のガイドラン。 *3) アイルランドにおける医療および社会的介護サービスの向上を目指す国家機関。

(4) プロジェクトの公募・申請

DAF を活用した助成プログラムは、支援プログラム別に、Pobal のウェブサイト上及び新聞等にて公募が行われ

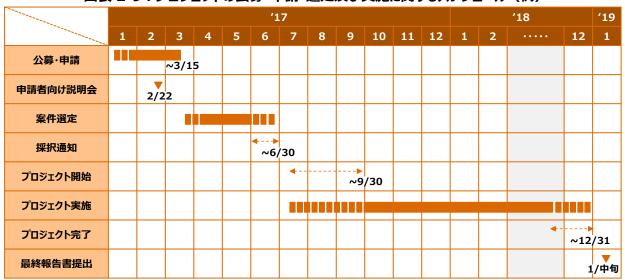
る。Pobal は、申請者向けに、プログラムの内容を説明する申請者ガイドライン(Formant Accounts Fund Applicant Guidelines 26)、オンライン申請手続きを行う上での技術的なガイドライン(DAF Application Handbook 27)を公開している。また、申請書提出締切の約3週間前には、申請団体向けの説明会を開催している(図表 2-8:申請者向け説明会の様子)。申請団体は、Pobalのウェブページ上から、オンライン申請書を締切日までに提出する(申請書のサンプルは5.6参照)。2017年3月現在公募されている、領域1「社会的企業」のプログラムのスケジュールは下記の通りである。

図表 2-8:申請者向け説明会の様子



出典: PwC あらた有限責任監査法人撮影

図表 2-9:プロジェクトの公募・申請・選定及び実施に関するスケジュール(例)



出典: Dormant Account Fund Applicant Guidelines 28を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

(5) 助成対象プロジェクトの選定 ²⁹

プロジェクトの選定プロセスは、下記に示す通り、2段階で行われる。

²⁶ https://www.pobal.ie/Publications/Documents/DAF%202016%20Measure%201%20Application%20Guidelines.pdf

²⁷ https://www.pobal.ie/Publications/Documents/DAF%20Online%20Application%20Handbook%202017.PDF

²⁸ Pobal "Dormant Account Fund Applicant Guidelines" February 2017

²⁹ Pobal "Dormant Account Fund Applicant Guidelines" February 2017

図表 2-10: 選定ステップ

	申請書を考慮する上での最低限の基準が満たされているか(下記、領域 1「社会的企業」の場合)
選定	-応募期限までに申請書が提出されたか。
ステップ	-プロジェクト総額の最低2割について他支援者がいることを証明する書類が提出されたか。
1	-申請者が提供している物・サービスの料金体系に関する資料が提出されているか。
	-資本支出が申請に含まれているか。
	下記、4 つの観点でどの程度適合性があるか。
\22 	①当該領域の個別基準をどれくらい満たしているか。
選定	②証拠に裏付けられたニーズの所在、また申請内容がどのようにしてニーズに応えるか。
ステップ	③支援を求めている金額の正当性、社会経済効果に照らし合わせて助成に見合う価値があるか。
2	④申請団体の能力(ガバナンス、財務、公的資金の運用経験、プロジェクトに関連する実績、マネジメ
	ント、プロジェクトの実施能力)の有無。

出典: Dormant Account Fund Applicant Guidelines 30を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

ステップ 2 では、上記の①~④の各観点に対して右図のフレームワークに基づいたスコアが付与され、60 点以上の申請書について助成の適格性があるとされる(ただし、60 点以上は助成を保証するものではない)。スコアリング完了後、基準を満たした申請案件に関して、Pobal 内の評価委員会により採択候補案件が決定される。これがプログラムの担当省に推奨され担当省にて採択プロジェクトを最終決

図表 2-11:申請書の採点フレームワーク

	最低スコア	最高スコア	比重	最高合計点
領域個別基準の	1	5	X10	50
充足程度				
必要性	1	5	X 4	20
助成に見合う価値	1	5	X 4	20
申請団体の能力	1	5	X2	10
最高得点 100			100	

出典: Dormant Account Fund Applicant Guidelines 31を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

定する。2015 年度は346 件の申請書を審査し、125 件を採択候補案件とした32。

(6) プロジェクトに対する資金助成 33

助成が決定した申請者については、Pobal との間で助成契約(DAF Grant agreement)を締結する。予め 決められたタイミング・金額が、Pobal から助成先団体に助成金として分割供与される。これは、基本的にプロジェクトの支出実績に応じた支払いを行うという考えがある一方、助成先団体のキャッシュアウトフローの先行を最小限に するための配慮である。分割数は、支援領域及びプロジェクト金額に応じて、2分割か3分割である。2分割供 与の場合、9割は契約締結直後に、残りの1割は、プロジェクト完了後(最終報告書及び財務報告書提出後) に支払われる。一方、3分割供与の場合、6割が契約締結直後に、3割は最初の6割のうち5割が使われた 段階で、プロジェクト完了後(最終報告書及び財務報告書提出後)に支払われる。なお、ヒアリングによると、2

³⁰ Pobal "Dormant Account Fund Applicant Guidelines" February 2017

³¹ Pobal "Dormant Account Fund Applicant Guidelines" February 2017

³² Pobal "Annual Report 2015" October 2016

³³ Pobal "Dormant Accounts Fund - Key Requirements for Grantees" November 2015

分割の場合でも初期支払金額を現状より減額する議論がされているとのことである。これは、上述の助成先団体の キャッシュアウトフローに配慮しつつも、プロジェクトの進捗・成果に応じて支払いを行っていくべきという考えがあるため である。 なお、 2015 年度の助成先団体への助成金総額実績は、 256 万ユーロ(約 32 億円) であった 34。

各助成先団体は 2.4 で記述の通り社会的インパクトに対する KPI を設定し、達成状況について報告を行うが、 DAHRRGA のヒアリングによると過去の実績で KPI 未達を理由とした助成金不払いのケースはないとのことであった。

(7) プロジェクトの実施と報告 35

助成先団体がプロジェクトを実施するに当たり、Pobal は案件毎に担当者を割り当てプロジェクト実施に係る継続 的なサポートを提供している。プロジェクトに関する質問等は担当者に対して、その他プログラム全般に関する質問 等は別途連絡窓口を有している。また、契約締結直後には、助成先団体向けのサポートイベントを開催している。

図表 2-12: 助成先団体に求められる報告内容

中間報告書	プロジェクト開始前に設定した目標(target)に対する進捗の報告が求められ、プロジェクト実施過程での問題
中间報口音	を発見する機会として活用されている。(目標設定については 2.4 参照)。
	オペレーション上の進捗と成果、プロジェクト開始前に設定したアウトプットやアウトカム目標に対する達成度合い、
	プロジェクト完了の報告が必要である(目標設定については 2.4 参照)。報告書は要点を踏まえた短い内容の
最終報告書	ものとされている。(契約終了日から2週間以内に提出)
取於知古音	*Pobal は、最終報告書作成及び提出の参照資料として、最終報告ガイド(DAF Final report guides)と
	プロジェクト完了報告要件(End of Project Reporting Requirements)の 2 種類の文書をウェブ上で
	提供している ³⁶ 。
	支払帳、銀行取引明細書の提出の他、下記の書類を提出する。
	資本支出のあるプロジェクト:インボイスのコピー、建築士の証明書(2万ユーロ(約 247 万円)以上 10 万
	ユーロ(約 1234 万円)未満のプロジェクトに限る)、プロジェクトの総額
財務報告書	資本支出を含まないプロジェクト:3,000 ユーロ(約 37 万円)を上回る支出についてインボイスのサンプル、調
	達に関わる書類(見積書、インボイス)のサンプル
	*助成先団体向け要件説明資料
	(Dormant Accounts Fund - Key Requirements for Grantees ³⁷)にリンク先が掲載されている。

出典: Dormant Account Fund - Key Requirements for Grantees 等 38を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

助成先団体は、Pobal に対して、①中間報告書、②最終報告書、③プロジェクト期間を通しての財務報告書の 提出を義務付けられている。報告書の提出は、ポータルサイト上にて行う環境が整っている。その内容等については ウェブ上で公開している"Dormant Account Fund - Key Requirements for Grantees"という手引きで説 明されている他、サービスプロバイザーに対して行われているサポートイベントでも説明されている。

³⁴ Pobal "Annual Report 2015" October 2016

³⁵ Pobal "Dormant Accounts Fund - Key Requirements for Grantees" November 2015、Pobal のサポートイベント資料 https://www.pobal.ie/Publications/Documents/DAF%20Overview%20Capital%20Measures%201%20and%206a.pptx 36 https://www.pobal.ie/Beneficiaries/DormantAccountsFund/Pages/DAF-End-of-Project-Reporting-Requirements.aspx

³⁷ Pobal "Dormant Accounts Fund - Key Requirements for Grantees" November 2015

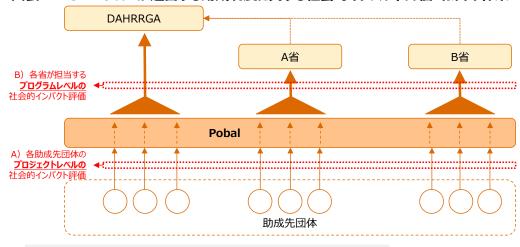
³⁸ Pobal "Dormant Accounts Fund - Key Requirements for Grantees" November 2015、Pobal のサポートイベント資料 https://www.pobal.ie/Publications/Documents/DAF%20Overview%20Capital%20Measures%201%20and%206a.pptx

2.4 休眠預金を活用した助成制度における社会的インパクト評価

(1) 社会的インパクト評価・報告の体系 39

Pobal が運営を行う助成制度における個々のプロジェクトの社会的インパクト評価は、各助成先団体が実施し、中間報告書及び最終報告書に含めて Pobal に報告を行う(下図 A)。Pobal は各助成先段階から収集した社会的インパクト評価に関する情報を元に、各支援領域別にプログラム全体のアウトプット・アウトカムを整理し、プログラムを担当する各省及び DAHRRGA 向けのプログラム全体レポートに含めて報告を行う(下図 B)。

これら以外に、担当各省が主導し DAF とは別予算の元で、支援領域毎(プログラム毎)の第三者評価 (Evaluation) が行われることがあるとされている。なお、2014 年に DECLG の元で作成された年次行動計画 にこの内容が記載されているが、ヒアリングによると、DAHRRGA の元では実施された実績はない。



図表 2-13: Pobal が運営する助成制度に関する社会的インパクト評価・報告の体系

DAHRRGA: Dept of Arts, Heritage, Regional, Rural and Gaeltacht Affairs

出典:ヒアリング結果を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

(2) KPI の設定と評価方法 40

助成先団体は、支援領域毎に設定されているプログラム全体としてのアウトプット・アウトカムの指標に対して、助成対象事業がどのように貢献できるかのシナリオを検討し、個別のプロジェクトとしてのアウトプット・アウトカムの目標を設定する必要がある。目標は、プロジェクト開始前に Pobal と協議して決定する。 Pobal はこのプログラム全体としてのアウトプット・アウトカムの指標を用いて、各担当省への報告を行うため、個別のプロジェクトとプログラム全体のアウトプット・アウトカムを整合させるように働きかける。 Pobal と支援先団体との間で締結される助成契約の中に、最終的なプロジェクトのアウトプット及びアウトカムが正式に記載されるため、助成先団体は、プロジェクト終了後にそ

³⁹ Pobal "Dormant Accounts Fund - Key Requirements for Grantees" November 2015、Pobal のサポートイベント資料 https://www.pobal.ie/Publications/Documents/DAF%20Overview%20Capital%20Measures%201%20and%206a.pptx 40 Pobal "Dormant Accounts Fund - Key Requirements for Grantees" November 2015、Pobal のサポートイベント資料 https://www.pobal.ie/Publications/Documents/DAF%20Overview%20Capital%20Measures%201%20and%206a.pptx

れらに対する成果が求められる。プログラム毎のアウトプット・アウトカムの指標は、支援領域別のファクトシート、及びプロジェクト完了報告要件(DAF End of Project Reporting Requirements) 41 の中で記載されている。 支援領域により 2 \sim 8 つの指標が提示されている。

図表 2-14:支援領域別のアウトプット、アウトカムの例(領域 1「社会的企業」)42

アウトプット	アウトカム

- ・DAF 助成の直接的な結果として、支援先社会的企業において 新しく創出された雇用ポジション数
- ・DAF 助成の直接的な結果として、支援先社会的企業において 維持された雇用ポジション数
- ・対象グループによって埋められた新しい雇用ポジション数
- ・支援先社会的企業の持続可能性の向上
- ・地域社会における重要なサービスの質及び量の向上
- ・恵まれない地域における雇用機会の提供

出典: Dormant Account Fund Applicant Guidelines 43を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

社会的インパクト評価は、各助成先団体がプロジェクトの中で実施する。上述の通り、プロジェクト終了後、期初に設定されたアウトプット及びアウトカム目標に対する達成度合いを測定し、Pobal に報告する。Pobal は自らが行うプログラムレベルのアウトプット及びアウトカムに関するデータ収集を容易にするために、助成先団体にこのデータ収集を目的とした質問項目を別で提供し、報告することを要請している(領域 1 「社会的企業」のプロジェクト完了報告要件については、5.7 参照)。

(3)評価に係るコスト

各助成先団体が実施するプロジェクトレベルの評価・報告については、プロジェクト実施事項の中に含まれている。また、Pobal が実施するプログラムレベルの評価・報告については、Pobal のサービス契約の中に含まれている。このことから、インパクト評価や報告に係るコストに対する独立した予算配分はないが、評価や報告にかかるコストについては、各助成先団体への助成金や Pobal の委託報酬の中に含まれていると考えることが出来る。

⁴¹ https://www.pobal.ie/Beneficiaries/DormantAccountsFund/Pages/DAF-End-of-Project-Reporting-Requirements.aspx

⁴² この申請者向けの説明資料におけるアウトプット・アウトカムの指標と 5.7 章の最終レポート作成のためのガイドラインで示されているアウトプット・アウトカムの指標が若干異なっている。 5.7 章の指標が実質的に参照されていると推察される。

⁴³ Pobal "Dormant Account Fund Applicant Guidelines" February 2017

3 欧州全体における社会的投融資、社会的インパクト評価の状況

3.1 欧州全体及びルクセンブルク概観

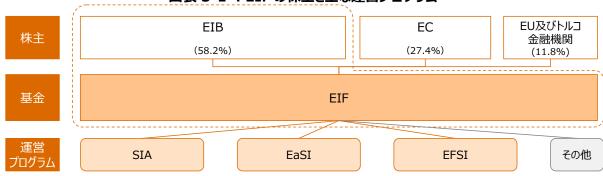
1.1 で述べた通り、社会的インパクトをもたらす社会的企業への投融資を推進する欧州全体の代表的機関として、EIF がある。EIF が拠点を置くルクセンブルクでは、金融セクターが主要産業として発達しており、ソーシャルセクター、パブリックセクター、プライベートセクターの各金融プレイヤーによるインパクト投資の動きが活発である。同国では、金融、法律、財務会計、コンサルティング、等の各領域の専門家で構成されるオープンイニシアチブである EIIL が社会的インパクト投資・評価に関するシンクタンク機能を担い、関連知見の蓄積と情報発信を行っている。

3.2 EIF について

(1) 組織概要 44

EIF は、ヨーロッパの中小企業の金融へのアクセスを改善するために、金融仲介機関を通じてリスク・ファイナンスを提供している基金である。ヨーロッパの経済回復を目的として European Council 提唱のもと 1994 年に設立され、**European Investment Bank**(以下、**EIB**)と共に **European Investment Bank Group**(以下、**EIB グループ**)を成す。

EIF は、官民連携基金であり、その株主構成は、EIB(持分:58.2%)、European Union(以下、EU)の代表として European Commission(以下、EC)(持分:27.4%)、その他 EU 加盟国及びトルコの金融機関(合計持分:11.8%)である 45 。2016年7月15日現在、授権株式 4,500株のうち 4,382株が発行されており、残りの 118株は 2017年に発行され、EU の持分となる予定である 46 EIFは EU の加盟国、また加盟候補国から人員を採用し、在籍職員は 421人である 47 。



図表 3-1:EIFの株主と主な運営プログラム

出典: EIF ホームページを元に PwC あらた有限責任監査法人作成

⁴⁴ http://www.eif.europa.eu/who_we_are/index.htm

⁴⁵ http://www.eif.org/who we are/shareholder/index.htm

⁴⁶ http://www.eif.org/who_we_are/shareholder/index.htm

⁴⁷ http://www.eif.org/jobs/index.htm

(2) 事業概要 48

EIF は、エクイティファイナンス、デットファイナンス、保証等、事業目的を達成するための様々な金融商品を有している。EIF の事業の中でも、特に社会的インパクトを志向したプログラムとして、Social Impact Accelerator (以下、SIA)、EC のプログラムである European Commission's Programme for Employment and Social Innovation (以下、EaSI) Financial Instruments、EC と EIB グループのジョイントイニシアチブである European Fund for Strategic Investments (以下、EFSI)、がある。

図表 3-2 : EIF の社会的インパクトを志向したプログラム

SIA : Social Impact Accelerator				
	SIA は、EIB グループのインパクト投資領域の拡大戦略の第一歩として 2013 年に組成されたプログ			
	ラムである。EIB グループ、 Credit Cooperatif、ドイツ銀行、 フィンランド研究開発基金			
	(SITRA)、ブルガリア開発銀行の出資で構成されるヨーロッパ官民連携のファンドオブファンズであ			
事業目的	る。社会的企業の金融へのアクセスを支援するほか、社会的投資市場の整備を行い、持続的な市			
事業内容	場の育成を支援することを目的としている。また、インパクト投資を実施する民間投資家の参加と彼ら			
	に対する EIF の知見共有に重きを置いている。 ヨーロッパにおける社会的企業を戦略的に投資対			
	象としている社会的インパクトファンド(Social Impact Venture Capital Fund)へのエク			
	イティ投資 を行う。			
資金規模	2 億 4,300 万ユーロ(約 300 億円) (内、EIB グループ分は 2 億 3,900 万ユーロ(約 295			
貝並及保	億円)、2015 年 7 月時点)。			
	ベンチャーキャピタル及びインパクト投資の専門家である Uli Grabenwarter 氏によって率いられてお			
運営	り、EIF 内の、technology and innovation investments team のメンバー、インベストメントオ			
	フィサー、インパクト投資の専門家が運営に加わっている。			
EaSI : Eu	ropean Commission's Programme for Employment and Social Innovation			
	EaSI は、EC の主導の元で運営されているプログラムである。EU が目指す高いレベルの雇用水準、			
	十分な社会保護の保障、貧困及び社会的疎外への対抗、労働環境の改善に貢献することで			
事業目的	Europe 2020 戦略 ⁴⁹ を実現することを目的としている。EIF は EC に代わって、2015 年 6 月より			
事業内容	社会的企業へのローン及びマイクロクレジットに対する信用保証 を提供してきている。また、社会的			
尹未四台	企業及びマイクロクレジットのエコシステムの強化及び追加的な投資を呼び込むために、2016年 12			
	月からはマイクロクレジット及び社会的ファイナンス機関の能力強化を目的とした能力強化投資を			
	行っている。EaSI は、EU レベルで初めて社会的起業家を支援する金融スキームである。			
資金規模	2014~2022 年の間で、総額 1 億 9,300 万ユーロ(約 238 億円) (全て EC が負担) ⁵⁰ 。			
海兴	プログラムマネジメントを行う 2-3 名のチームがあり、保証については他のチームから 5 名程度が実行・			
運営	モニタリングに関与する。 Equity スキームはそれぞれの商品に応じたチームが実施に関与する。			

⁴⁸ http://www.eif.europa.eu/what we do/index.htm

⁴⁹ EUの10年成長戦略。https://ec.europa.eu/info/strategy/european-semester/framework/europe-2020-strategy_en

EFSI : European Fund for Strategic Investments		
	EFSI は、2015 年に発足した EIB グループと EC のジョイントイニシアチブである。 EU 域内の戦略的	
	投資に関して、民間投資を動員することを目的としている。2 つのコンポーネントがある中、EFI は 中	
	小企業向けの保証及びエクイティ商品 の窓口を担当している。このうち、社会的投資に関わるのは	
事業目的	エクイティ商品であり、①EU 加盟国で設立された、あるいは営業している中小企業、中小型株を対	
事業内容	象としたファンド、社会的企業、社会的団体の金融へのアクセスの改善、②技術移転、ビジネスエンジ	
	ェル、社会的インパクト、ベンチャーキャピタル、ファンドオブファンズの市場育成、③プライベート・エクイテ	
	ィやベンチャーキャピタル市場に民間投資を呼び込み、ヨーロッパにおけるエクイティのエコシステムを構	
	築することを目的としている。	
資金規模	210 億ユーロ(約 2.59 兆円)(160 億ユーロ(1,97 兆円)が EU、50 億ユーロ(約 6200	
貝立及保	億円)が EIB による拠出) EIF が運用しているのはこのうち 50 億ユーロ(約 6200 億円) ⁵¹ 。	
運営	EaSI と同様	

出典: EIF ホームページを元に PwC あらた有限責任監査法人作成

3.3 EIF-SIA について

(1) 投資先、投資の仕組み 52

上述のように SIA では社会的インパクトファンドに対してエクイティ投資を行っている。投資先ファンド及びファンドマネージャーの要件については、下図に整理をしている。

官民連携 ドイツ銀行 **EIB** 投資家 /EIF 開発銀行 ファンドオブファンズー SIA EU加盟国、 加盟候補国、 加盟準備候補国 社会的インパクト投資 社会的インパクト投資 社会的インパクト投資 投資先 ファンド ファンド ファンド 社会的 社会的 社会的 社会的 社会的 社会的 最終投資先 企業 企業 企業

図表 3-3 : SIA の資金構造と投資先

出典: Introducing the Social Impact Accelerator (October 2016) ⁵³を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

⁵¹ European Investment Fund "Annual Report 2015" May 2016

⁵² European Investment Fund "Annual Report 2015" May 2016, http://www.eif.europa.eu/what we do/equity/sia/index.htm

⁵³ http://www.bbr.bg/web/files/public/ppp/sia.pdf

図表 3-4 : 投資先ファンド及びファンドマネージャーの要件

投資先社会的インパクトファンド 投資先ファンドマネージャー ①ポートフォリオに含まれる社会的企業について、経済的 リターンに加え、明確な社会的インパクトを想定している 会的あるいは/または環境インパクトを達成する ②社会的インパクトについて評価、報告を行う なパフォーマンスに加え、社会的なパフォーマンス評価を 行い、報告している ④投資先社会的企業に対して、ビジネスの成長を支

援する

③環境・社会・ガバナンス基準を十分に遵守している 出典: EIF ウェブページより PwC あらた有限責任監査法人作成

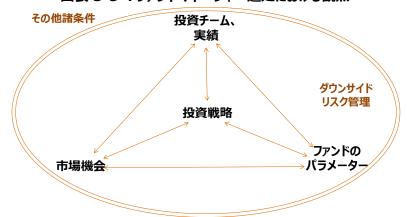
~1,000 万ユーロ(約 7.7 億~12.3 億円)の投資規模となっている 55。

投資先の分野・課題については特定されておらず、テクノロジー分野から社会的企業一般に投資するファンドへの 投資実績がある 54 。 ファンドごとの最低投資額、最高投資額の規定はないが、過去 3 年間の実績では 620 万

(2) 投資先の選定方法 ⁵⁶

選定プロセスは、ファンドマネージャーが投資プロポーザルを SIA のウェブサイトにあるメール・アドレス宛てに送付することによって開始される。投資プロポーザルは、①投資戦略、②投資チーム、③実績、④市場機会、⑤ファンドのパラメーター(ファンドの規模、ポートフォリオのモデル、運用報酬、予算)の5つの視点から評価される。また、ダウンサイド・リスク管理のため利害の一致及び利益相反管理、その他諸条件についても確認されている。 SIA チームは投

図表 3-5 : ファンドマネージャー選定における観点



出典: Introducing the Social Impact Accelerator (October 2016)⁵⁷ を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

資プロポーザルの審査後、さらなるデュー・ディリジェンスを行うかどうかを判断する。

⁵⁴ "Introducing the Social Impact Accelerator" https://www.fi-compass.eu/sites/default/files/publications/Presentation_20160202_Brussels_Cyril_Gouiffes.pdf

⁵⁵ European Investment Fund "Annual Report 2015" May 2016, European Investment Fund "Annual Report 2014" May 2015, European Investment Fund "Annual Report 2013" May 2014

⁵⁶ http://www.eif.europa.eu/what_we_do/equity/sia/index.htm 、"Introducing the Social Impact Accelerator" http://www.bbr.bg/web/files/public/ppp/sia.pdf

⁵⁷ http://www.bbr.bg/web/files/public/ppp/sia.pdf

(3) 求める成果

投資先社会的インパクトファンドには、①経済的リターン、②社会的リターンの両方が求められる。経済的なリターンの目標値は、ファンド経費等を差し引いた実質内部収益率(ネット IRR)で7%である。(最低内部収益率の基準は5%)である⁵⁸。社会的リターンについては、最終投資先である社会的企業のレベルにおいて求められ、社会的インパクトファンドと最終投資先社会的企業との間で投資前に期待される成果(目標値)が定義される⁵⁹。

(4) EIFにおける社会的インパクト評価の全体構造 60

EIFでは、SIA を含む EIF 全体における社会的投資市場の育成支援の一環として、投資チェーンの異なる段階でのインパクト指標を定量化・報告するための考え方を有している。SIA を含む EIF における社会的インパクト評価は、投資先社会的インパクトファンド(金融仲介機関)および最終投資先社会的企業(最終裨益者)において実施されており、EIF 及びプログラムの資金拠出者に対する説明責任を果たす上で活用されている。

- 第一レベル:最終投資先社会的企業(最終裨益者)における評価。金融仲介機関に対して事業のアウトカム、社会的インパクトを最低2年に1回(年に1回が望ましい)報告することが EIF によって求められている。最終裨益者は、事前に金融仲介機関と合意した社会的インパクト目標について、事前に合意した評価方法を用いて評価を行うことが規定されている。
- **第二レベル**: SIA/EIF の投資先社会的インパクトファンド (金融仲介機関) における評価。投資先社会的インパクトファンドのポートフォリオレベルで事前に設定された社会的インパクト指標の目標値に対する 達成度合いを算出する。
- 第三レベル:各投融資プログラム全体(SIA ファンドオブファンズ/EaSI/EFSI それぞれのプログラムレベル)における評価。社会的インパクトファンドのレベルにおける評価を加重平均して集約し、ファンドオブファンズ全体におけるインパクトを計る。



図表 3-6 : 社会的インパクト評価の全体構造

出典: Introducing the Social Impact Accelerator (October 2016)⁶¹を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

^{58 &}quot;Introducing the Social Impact Accelerator"

https://www.fi-compass.eu/sites/default/files/publications/Presentation_20160202_Brussels_Cyril_Gouiffes.pdf

⁵⁹ http://www.eif.europa.eu/what we do/equity/sia/terms-of-reference.htm?lang=-en

⁶⁰ http://www.bbr.bg/web/files/public/ppp/sia.pdf

⁶¹ http://www.bbr.bg/web/files/public/ppp/sia.pdf

(5) 社会的インパクト投資の効果測定とインパクト評価

EIFでは社会的インパクト投資の成果を測る上でガンマモデルという手法を活用している。ガンマモデルでは投資 先ファンドのポートフォリオレベルにおいて、投資の経済的及び社会的なパフォーマンスを統合して図る(A)ことが出 来る。一方、社会的企業のレベルでは、そのレベルで意味のある KPI を設定する自由度を保つ(B)ことを可能と する、斬新な社会的インパクト評価手法である。なお、この手法は各投資案件の社会的インパクトを横並びで比較 することは意図していない。

(A) 投資の経済的パフォーマンスと社会的パフォーマンスの統合 62

投資による経済的・社会的パフォーマンスは、それぞれのパフォーマンスを別々に測定して、それを統合するという2つのステップを踏んで算出される。経済的パフォーマンスは、一般的な投資リターンの算出方法(**資本資産価格モデル(CAPM)**)を適用する。社会的パフォーマンスは、投資先ファンドレベルで事前に設定した社会的インパクトの目標値に対し、投資による実際のインパクトの測定値がどれだけの比率であるかを指標によって示した**ガンマ因数**を適用する(ガンマ因数は社会的パフォーマンス目標値を満たした状態を100として、インパクト実績値と目標値との比率で計算される)。統合パフォーマンスは、経済的パフォーマンスと、ガンマ因数から設定されるインパクトマルチプル(ガンマ因数 100 の状態を1として、目標以上の社会的インパクトを実現した場合は1以上の係数、目標以下の場合は、1未満の係数となる)のかけ合わせにより、算出する(具体的な活用方法について後述)。つまり、実現した経済的なリターンに対し、社会的インパクトの目標達成状況を考慮したインパクト調整を行うことで、投資に対する統合パフォーマンスを表現する手法である。

このガンマ因数は、ファンドマネージャーの成功報酬(キャリードインタレスト、95/5%に設定)を決定する上でも、活用されている。ガンマ因数が80に満たない場合は、下図のように、ファンドマネージャーの成功報酬が減額される仕組みとなっている⁶³(ガンマ因数が100を超えてもキャリードインタレストの割合が増えることはない。ヒアリングによると、これはインパクト目標値が過度に低く設定されることを防ぐ目的がある。

図表 3-7 : インパクト評価とファンドマネージャーの成功報酬

社会的パフォーマンス(インパクトマルチプル)	キャリードインタレスト回収割合
0.8以上	100%
0.6 以上 0.8 未満	50-100%(比例配分)
0.6 未満	0%

出典: Introducing the Social Impact Accelerator (October 2016)⁶⁴を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

 $^{^{62}}$ Uli Grabenwarter and Heinrich Liechtenstein "In search of gamma - an unconventional perspective on Impact Investing" November 2011

⁶³ http://www.eif.europa.eu/what_we_do/equity/sia/terms-of-reference.htm、"Introducing the Social Impact Accelerator" http://www.bbr.bg/web/files/public/ppp/sia.pdf

⁶⁴ http://www.bbr.bg/web/files/public/ppp/sia.pdf

(B) KPI の設定方法 ⁶⁵

SIA においては、投資先社会的インパクトファンドは、その投資ポートフォリオレベルの社会的インパクトを算出し、 最低でも年一回の頻度で、EIF を含む資金拠出者に対しインパクトマルチプル ⁶⁶として報告することが義務付けられている(第二レベルの評価)。これを実現するに当たって、投資先社会的インパクトファンドのファンドマネージャーは、ポートフォリオの社会的企業と協議し、投資開始前に 1 ~ 5 程度の社会的インパクト指標とそれに対する目標値を設定し、定期的にその達成状況をモニタリングすることが必要となる(第一レベルの評価)。社会的インパクト指標及び目標値を設定する上では、下記図表にあるロジックモデルを活用し、特定することが推奨されている。



図表 3-8: 社会的問題とステークホルダー、インパクト指標との結びつき

出典: Introducing the Social Impact Accelerator (October 2016)⁶⁷ を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

(6) 投資先に対する支援・サービス

ヒアリングによると、投資プロセスの一環として、ファンドマネージャーに対して投資家を惹きつけるためのストラクチャリングに関するアドバイスや法律相談を行っている。別の取組として、EIFが持つ知見の共有を行うことで、投資先が独自で新しい投資機会を見つけることが出来るように市場啓蒙に関する活動を行っている。関連するコストはマネジメントフィーの中に含まれる。

⁶⁵ http://www.eif.europa.eu/what we do/equity/sia/index.htm

⁶⁶ 投資前の価値および実現した価値の比較によって計算される

⁶⁷ http://www.bbr.bg/web/files/public/ppp/sia.pdf

3.4 EIF -EaSI について

3.2 で記載の通り、EaSI は、EC がオーナーのプログラムで、社会的企業へのローン及びマイクロクレジットに対する信用保証、マイクロクレジット・社会的ファイナンス機関の能力強化を目的とした能力強化投資を行っている。

(1) 信用保証スキームの投融資先、投融資の仕組み 68

EIF は社会的企業、零細企業、脆弱な個人に融資する金融仲介機関に対し、ローンの保証及び再保証を行っている。クレジットリスクを部分的に引き受けることにより、金融仲介機関のアウトリーチを拡大し、従来のクレジット市場が十分対応してこなかった社会的企業や零細企業、脆弱な個人の金融へのアクセスを改善することを目指している。

図表 3-9 : EaSI の信用保証スキーム

信用保証提供	金融機関、信用保証スキーム、信用保証機関、財団、ファミリー・オフィス 69、社会的投資ファン
の対象	ド、その他ローン・信用保証・リスク分担商品を提供することが当局に認められている機関
社会的企業に 対するローンの 保証・再保証 条件	1 件あたり 50 万ユーロ(約 6200 万円)を上限としたローンを対象とし、保証期間は原則 10 年間(ローンの貸出期間は最低 3 カ月)、信用保証率は 80%までと設定されている。また、 EIF は、融資先への好条件の設定、EaSI のプログラムなしでは提供できなかったカテゴリーの社会 的企業に対しての融資、過去実績のない地域における融資、過去実績のない融資商品の提供 などの条件を金融仲介機関に求めている。
保証を提供す る社会的企業 の要件	年間売上高あるいは総資産が 3,000 万ユーロ(約 37 億円)未満であり、原則投資家・職員・オーナーに対して利益の分配を行なわず、社会的インパクト評価について EIF の規定を満たしており、基本的に EU 加盟国、アルバニア、マケドニア、アイスランド、モンテネグロ、セルビアで設立・活動している必要がある。
ローンの対象	特定されていないが、雇用及び社会的包摂を含む EaSI の目標達成に貢献することが求められて
分野	いる。
実績	2016 年 9 月末現在、フランス、ポーランド、スペインにおいて社会的企業に関わる計 64 件のローン、総額 570 万ユーロ(約 7 億円)について EIF が保証あるいは再保証を提供している ⁷⁰ 。一方、マイクロクレジットに関しては、19 国において計 13,021 件、総額 1 億 5,230 万ユーロ(約 188 億円)のローンに対して保証あるいは再保証を提供している ⁷¹

出典:"Annex III to the Open Call for Expression of Interest to select Financial Intermediaries under EaSI"を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

_

⁶⁸ http://www.eif.europa.eu/what_we_do/microfinance/easi/easi-guarantee-instrument/index.htm、"Annex III to the Open Call for Expression of Interest to select Financial Intermediaries under EaSI"

http://www.eif.europa.eu/what_we_do/microfinance/easi/easi-call-for-expression-of-interest/easi-guarantee-_annex-iii social-entrepreneurship-direct-guarantee.pdf

⁶⁹ 特権階級向け資産管理会社

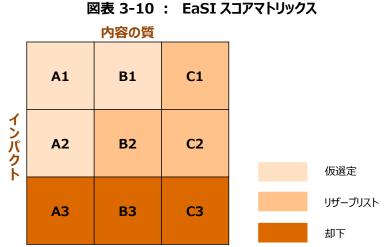
⁷⁰ European Investment Fund "EaSI - Guarantee Financial Instrument – Implementation Update" September 2016

⁷¹ European Investment Fund "EaSI - Guarantee Financial Instrument - Implementation Update" September 2016

(2) 信用保証スキームの投資先選定方法 72

第一段階: 各金融仲介機関からの関心表明をもとに、金融仲介機関が選定基準を満たしているか、募集要項で求められている全ての書類が提出されているかが確認される。また、関心表明書の①内容の質、②インパクト、の2つの観点から審査が行われる。

①内容の質については、金融仲介機関の財務状況・財務能力、オペレーション上の能力及びリスク管理能力、実績と将来の見通し、EIFの諸条件を満たす能力、最終裨益者の金融のアクセスを改善する能力、(マイクロファイナンス機関についてはその他、European Code of Good Conduct for Microcredit Provisionのコンプライアンス能力、最終裨益者に対するメンタリンング、トレーニングをサブ・コントラクトできる能力)について評価が行われ、A、B、Cのスコアが付与される。



出典: Open Call for Expression of Interest to select Financial Intermediaries under the Guarantee Financial Instrument of the Programme for Employment and Social Innovation ("EaSI") 73を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

②インパクトについては、各種最終裨益者に提供されるローンの総量へのインパクト、金融へのアクセスへのインパクト(新規ローンのボリューム、最終裨益者総数、最終裨益者のタイプ及び地理的アウトリーチ)、男女平等推進に対するインパクト、雇用・社会保護・貧困及び社会的疎外の対抗の推進に対するインパクトについて評価が行われ、1、2、3のスコアが付与される。

2 つの観点からの評価は上図のスコアマトリックスに当てはめられ、A1、A2、B1 のスコアの関心表明書が第二段階へと進み、B2、C1、C2 の関心表明書はリザーブ・リストへ移され、A3、B3、C3 はこの段階で却下される。

第二段階: ①ビジネスプラン、リスク管理、ローン回収計画、報告義務遂行能力、②財務情報、③価格条件・貸出ポリシー、④ローン・ポートフォリオ構築能力、に焦点を当てたデュー・ディリジェンス及び応募金融仲介機関とのディスカッションが行われ、最終的な関心表明書及び諸条件が設定される。第二段階で与えられたスコアは必要に応じて再検討される。

⁷² "Open Call for Expression of Interest to select Financial Intermediaries under the Guarantee Financial Instrument of the Programme for Employment and Social Innovation ("EaSI")"

 $http://www.eif.europa.eu/what_we_do/microfinance/easi/easi-call-for-expression-of-interest/easi-guarantee_call-for-expression-of-interest.pdf$

⁷³ http://www.eif.europa.eu/what_we_do/microfinance/easi/easi-call-for-expression-of-interest/easi-guarantee_call-for-expression-of-interest.pdf

第三段階:スコアマトリックス上"仮選定"に当てはまる応募団体につき EIF 内部許可を取得し、最終選定先とする。

スクリーニングに関しては、トランザクションチーム及び保証を担当するチーム(1-2 名)が関与する。第一段階の スクリーニングはトランザクションチームが実施する。選定に要する機関は全体で数か月である(状況により異なる)。

(3) 信用保証スキームの報告体系と社会的インパクト評価に関する取り組み 74

スキームに関わる各ステークホルダーのレベルで評価・報告が行われる。

図表 3-11 : EaSI の信用保証スキーム

	社会的インパクト評価を含む報告を年2回行う。報告にあたり、金融仲介機関は、EIF が提供
人司·佐人 ·松田	するテンプレート(5.10 参照)に沿って、①各最終裨益者レベルにおける取引上のデータ、②ポ
金融仲介機関	ートフォリオのレベルにおけるデータ、③最終裨益者毎の社会的インパクトに関わるデータを収集・整
から EIF に対	理する。なお、最終裨益者である社会的企業は、事前に金融仲介機関と合意した社会的インパ
する報告	クト目標について、事前に合意した評価方法を用いて評価を行い、金融仲介機関に対して事業
	のアウトカム・社会的インパクトを最低2年に1回(年に1回が望ましい)報告する。
EIF から EC	事前・事後インパクト評価レポートをプログラム期間中に全 4 回提出する。
に対する報告	
	EC は、EC あるいは EC によって選定された第三者により、プログラム全体のインパクト評価を中間
EC が自ら実	(2017 年 1 月)・期末(2022 年 12 月)・事後(2023 年)の 3 回実施する。
施する評価	(後述の能力強化投資スキームも同様)

出典:"Annex III to the Open Call for Expression of Interest to select Financial Intermediaries under EaSI" を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

(4) 能力強化投資スキームの投資先、投融資の仕組み 75

EIF は、新規発行株式の引き受け、その他の増資方法における資本参加、または株式と似たリスク性質を持つ 資本調達方法における投資を通じて、金融仲介機関の能力強化支援を行っている。投資先は、社会的企業、零 細企業、脆弱な個人に直接投資する銀行、ノンバンク金融機関、団体、マイクロクレジット機関などの金融仲介機 関(以下、「直接投資」)、さらにこのような金融仲介機関に投資するファンド及びその他金融ビークルが対象となっている(以下、「間接投資」)。直接投資は、金融仲介機関の自己資本の30%未満である必要がある。間接

window/easi capacitybuilding call for expression of interest.pdf

^{74 &}quot;Annex III to the Open Call for Expression of Interest to select Financial Intermediaries under EaSI" http://www.eif.europa.eu/what_we_do/microfinance/easi/easi-call-for-expression-of-interest/easi-guarantee-_annex-iii social-entrepreneurship-direct-guarantee.pdf、"EFSI Equity Instrument – Guidance for social impact investors"

http://www.eif.europa.eu/what_we_do/efsi/equity/call/Guidance_for_social_impact_investors.pdf

75 http://www.eif.europa.eu/what_we_do/microfinance/easi/easi-capacity-building-investments-window/index.htm.

"Open Call for Expression of Interest to select Financial Intermediaries under the Capacity Building Investments

Window of the Programme for Employment and Social Innovation ("EaSI")"

http://www.eif.europa.eu/what_we_do/microfinance/easi/easi-capacity-building-investments-

投資は、特定のタイプの株式が全体の資本の 30%を占めない限り、EIF はそのタイプの株式について 100%までの範囲で投資することが可能とされている。それぞれ投資期間の上限は 10 年程度である。

EIF の資本の想定活用用途は、下記3分野である。

- ①支店拡大、スケールアップ、IT インフラ整備、人的資源への投資など組織の発展と拡大を目的とした投資
- ②運転資本、ガバナンス強化への投資など、組織の持続可能性に関わる能力強化を目的とした投資
- ③債務負担能力向上を目的とした組織能力強化、また社会・経済的なオリエンテーションを維持するための投資

(5) 能力強化投資スキームの投資先選定方法 76

EaSI 能力強化投資における金融仲介機関の選定過程は基本的に EaSI 保証商品と同じ過程を辿るが、次の点について相違がある。

第一段階のスコアリング過程では、①ビジネス及び財務、②社会的パフォーマンスの観点からスコアが付与される。

①については、ビジネスプラン、マネジメントの質・経験・実績、成長戦略、株主構成及び株主・創設者・ビジネスパートナーからの財的・技術的支援、市場における位置及び競争優位性、組織体制、資本及びレバレッジ・リスク、ポートフォリオの質及びリスク、効率性(費用と収入の比率)、持続性、財源の多様化、について判断が下される。

②については、取締役会及びマネジメントの社会的ミッションに対するコミットメント、社会的パフォーマンスの管理・モニタリング・報告、商品やサービスの質及び顧客ニーズ適合性、顧客の保護原則(Client protection principle)への配慮、従業員に対する公平な待遇、経済的・社会的包摂、環境・CSRへの配慮及び社会的インパクト、特定の地理におけるインパクトの実績、社会・経済的なパフォーマンスのバランス、について評価される。

また、第二段階においては、特段評価の観点の指定がない。

(6) 能力強化投資スキームの報告体系と社会的インパクト評価に関する取り組み 77

各契約によって報告頻度や具体的な内容が規定される。報告内容の焦点は同スキームにより提供された資金が どのように投資されているのかといった点にある。

⁷⁶ "Open Call for Expression of interest to select Financial Intermediaries under the Capacity Building Investments Window of the Programme for Employment and Social Innovation ("EaSI")"

http://www.eif.europa.eu/what_we_do/microfinance/easi/easi-capacity-building-investments-window/easi capacitybuilding call for expression of interest.pdf

⁷⁷ "Annex III to the Open Call for Expression of Interest to select Financial Intermediaries under EaSI" http://www.eif.europa.eu/what_we_do/microfinance/easi/easi-call-for-expression-of-interest/easi-guarantee-_annex-iii_social-entrepreneurship-direct-guarantee.pdf、"EFSI Equity Instrument – Guidance for social impact investors" http://www.eif.europa.eu/what_we_do/efsi/equity/call/Guidance_for_social_impact_investors.pdf

3.5 EIF -EFSI について

(1) 投融資先、投融資の仕組み⁷⁸

EFSI のもと、EIF は金融仲介機関に対して、3つのエクイティ商品を提供している。投資形態はいずれも、株式、優先株式、株式・債券のハイブリッド型、メザニン型ファイナンシングであり、長期的な資本出資である(下記③のみ債権のみのケースあり)。

- ① 社会的企業のインキュベーター、アクセラレーターと関連している、あるいは社会的企業にインキュベーション・サービスを提供している金融仲介機関への投資、またはそのような金融機関との共同出資。
- ② 社会的企業をターゲットとしたビジネスエンジェルとの共同出資、あるいはビジネスエンジェル・ファンドへの投資
- ③ ペイメントバイリザルト(以下、PbR)またはソーシャル・インパクト・ボンド(以下、SIB)、特別目的会社 (special purpose vehicle) を通じた間接的な資金提供(ヒアリングによると、2017 年 3 月現在、最初のパイロットケースのストラクチャリングの検討中であり、現状実績はない)

図表 3-12: 社会的インパクト投資に関わる EFSI エクイティ商品

	①社会的企業のインキュベーター、アクセラレーターと関連している金融仲介機関への投資、またはそのような金融機関との共同出資	②ビジネスエンジェルとの共同出資、 あるいは ビジネスエンジェル・ファンドへの投資	③PbR/SIB
投資	投資あるいは、共同出資スキーム	投資あるいは、共同出資スキーム	投資あるいは、共同出資スキー
スキーム			Д
典型的な	①インキュベーターやアクセラレーターに関わる	①ビジネスエンジェル、②社会的企業	ペイメントバイリザルト投資家
カウンター	ベンチャーキャピタルファンド、②社会的企業	をターゲットとしたビジネスエンジェル・フ	(ペイメントバイリザルトのマネー
パート	にインキュベーション・サービスを提供している	アンド	ジャーあるいはアレンジャーなど)
7,-1	ベンチャーキャピタルファンド		
	株式、優先株式、株式・債券のハイブリッド	株式、優先株式、株式・債券のハイ	株式、優先株式、株式・債券の
商品	型、メザニン型・ファイナンシングなどの 長期的	ブリッド型、メザニン型・ファイナンシン	ハイブリッド型、メザニン型・ファイ
10,00	な資本出資	グなどの 長期的な資本出資	ナンシングなどの 長期的な資本
			出資、債権
	主に、EU 内で設立された・運営している 商	主に、EU 内で設立された・運営して	EU 内で設立された・運営してい
対象	業前から初期成長ステージにある社会的企	いる、 シードから拡大ステージにある	る 社会的企業 および 社会的団
	業	社会的企業	体

出典: EFSI Equity Instrument - Guidance for social impact investors 79を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

[&]quot;Investment Guidelines for EFSI Expansion & Growth window of the EFSI Equity Instrument"

http://www.eif.europa.eu/what we do/efsi/equity/call/Annex II-

investment_guidelines_for_the_expansion_and_growth_stage_window.pdf "Investment Guidelines for EFSI Early Stage window of the EFSI Equity Instrument: InnovFin Equity deployed in the context of the EFSI Equity Instrument" http://www.eif.europa.eu/what_we_do/efsi/equity/call/Annex_III_Investment_guidelines_for_the_Early_Stage_window.pdf

⁷⁹ http://www.eif.europa.eu/what_we_do/efsi/equity/call/Guidance_for_social_impact_investors.pdf

これらの商品は、企業成長ステージにより、(A) 初期ステージウィンドウ(InnovFin Equity)、(B) 拡大・成長ウィンドウ、の2つのウィンドウで構成されている。各スキームはローリングベースで公募が行われており、金融仲介機関がウェブサイト上の所定の書類をプログラム締切日までに記入し、メールにて関心表明を行うことで選定プロセスが開始される。

図表 3-13 : EFSI の 2 つのウィンドウ

(A)	投資期間:原則5年から15年
初期ステージ	1 件あたりの投資上限額:原則 5,000 万ユーロ(約 62 億円)
ウィンドウ	EIF の投資額:クロージング時の総コミットメント額の 7.5%以上 25%未満
	投資期間:原則15年以内
(B)	1 件あたりの投資上限額:原則 5,000 万ユーロ(約 62 億円)(ファンドオブファンズを除く)
拡大·成長	EIF の投資額:クロージング時の総コミットメント額の 7.5%以上 50%未満(ただし、社会的イ
ウィンドウ	ンパクトに投資する金融仲介機関及び共同出資ファンドの場合は総コミットメント額の 100%を
	EIF が占めることが可能)。

出典: EFSI Equity Instrument - Guidance for social impact investors 80を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

金融仲介機関は、EFSI による投資の最低 2 倍の額を最終投資先社会的企業に投資することが求められる。

社会的企業は、EU28 において設立あるいは活動していることが求められる他、スキームが規定する起業家側面、 社会的側面(主目的の社会性、社会的インパクトの創出方法)、ガバナンス側面(社会的インパクト創出のための利益活用、社会的インパクト評価)の3側面の基準を満たす必要がある。

(2) 投融資先の選定方法⁸¹

選定プロセスは、①スクリーニング、②デュー・ディリジェンス、③EIF内部プロセスに従った審査及び許可、④契約諸条件の交渉および著名の4段階に分かれている。審査の観点は、①期待されるパフォーマンス、②EUポリシーとの適合性、である。さらに、①最終裨益者に対する成長及び価値創造に関わる支援、②資金調達のカタリスト的役割、③構造的にバランスのとれたビジネスエンジェル、技術移転、ベンチャーキャピタル、プライベート・エクイティ市場の育成への貢献、といった側面も追加的に評価される。なお、下記の通り、A、Bのウィンドウ毎に選定視点の注力点特徴が若干異なる。

- (A) EU のポリシーと目的に適合しているかの判断(10あるインディケーターのうち最低1つを満たしているか)
- (B) マネジメント・チーム、ターゲット市場、取引のフロー、投資戦略、ファンドの規模、諸条件のプロポーザル、求められる成果、投資家のベース

(3) 社会的インパクト評価に関する取り組み

(3.3の関連項目で記載している内容と同様のため省略)

Instrument" http://www.eif.europa.eu/what_we_do/efsi/equity/call/Call_for_expression_of_interest.pdf

⁸⁰ http://www.eif.europa.eu/what_we_do/efsi/equity/call/Guidance_for_social_impact_investors.pdf
81 "Open Call for Expression of interest to select Financial Intermediaries under the EFSI Equity

3.6 **EIIL**

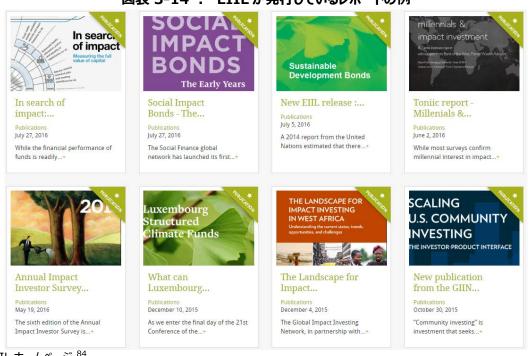
(1) 組織概要 82

EIIL は、ルクセンブルクに拠点を置く金融関連機関等から構成されるオープンイニシアチブであり、社会的インパクト投資セクターを発展させること、またルクセンブルクの金融関連機関が連携しながらインパクトファイナンスを支援できるようにすることを目的に掲げている。2010年に設立され、12人から成る運営委員会(構成は、EIF(委員長)、PwC、E&Y、Arendt、Elvinger、Hoss & Prussen、Banque de Luxembourg、ADA、Innpact、European Fund Administration、Deloitte、LMDF、KPMG)によって運営されている。

(2) 活動概要 83

EIIL は、月に一回の運営委員会メンバー間のミーティング、年に一回の外部を含めたイベント、に加えてテーマ別のワーキンググループ毎に活動を行っている。ワーキンググループは、Luxembourg Impact Investing Platform (以下、LIIP)、Social Impact Bonds (SIB) 、Foundations、Société d'Impact Sociétal" (以下、SIS)、Climate Finance、Crowdfunding、Impact Measurement、の7つのテーマに分かれている (SIS のワーキンググループは完了済)。主に、社会的投融資推進と社会的インパクト評価推進のためのシンクタンクとして機能し、関連する知見・情報の整理・提供、特定のアジェンダに関するロビー活動である。インパクト投資や評価に関するサービス提供等は行っていない。

図表 3-14 : EIIL が発行しているレポートの例



出典: EIIL ホームページ 84

⁸² http://www.impact-investing.eu 及び、EIIL "Sustainable Impact Bonds" July 2016

⁸³ http://www.impact-investing.eu/working-groups

(3) 社会的インパクト投資推進に関するワーキンググループ

図表 3-15 : 社会的インパクト投資推進に関するワーキンググループ

	四次 3-13 、社会・1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/			
1	IIP	アンブレラ型の社会的インパクトファンド「Luxembourg Impact Investment		
		Platform (LIIP)」の設立を目指して活動しており、現在事業計画作成の最終段階に		
		ある。複数のサブファンドをまとめて1つのファンドとして運営し、サブファンドはホワイトラベリ		
		ング(メインファンドのブランドの元での運用)されるような構想である。		
		提唱の背景には、社会的インパクト投資ファンドにとって、厳しくなりつつある金融規制を		
		満たす投資組織体を設立することが、複雑性やコストの観点で負担となっている現状が		
		ある。		
		このような中、LIIP はインキュベーターとして、小さいながらも将来性のあるファンドに対し		
		て、金融規制を満たした投資組織体を提供して、ファンド設立のリードタイムの短縮、設		
		立コストの低減を図り、また運用に関するアドバイスを提供するほか、知見を共有すること		
		を目指している。		
2	SIB	SIB に関する規制やオペレーション手法に関して調査結果を踏まえたレポートを発行		
		し、SIB を有力な資金調達手段の一つとして推進することに寄与している。		
3	Foundations	社会的インパクト投資やソーシャル・ファイナンスの文脈の中で、ルクセンブルクの財団が		
		最大限有効活用されることを目指し、当地における財団の規制状況の分析を行い、必		
		要に応じて当局に規制の見直しを提案している。		
4	SIS	社会的インパクト企業を新しい法人格としてルクセンブルクに導入すべきとの考えのも		
		と、法案の素案作成に関わったほか、法案通過のためのロビー活動を展開した。法案は		
		2016 年 11 月にルクセンブルク議会によって可決された ⁸⁵ 。ワーキンググループの活動		
		はこれを以って完了している。 (SIS の提案内容は 5.115.10 章参照)		
5	Climate	気候変動の緩和策及び適応策の資金調達を先駆的に資本市場で行っているルクセ		
	Finance	ンブルクのファンドを支援するための情報整理、情報提供をしている。		
6	Crowdfunding	ルクセンブルクではクラウドファンディングに関する法的なフレームワークが存在しない中、		
		クラウドファンディング業界の自己規制を促すための支援について現在検討中である。		

出典: EIIL ホームページ 86を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

http://www.impact-investing.eu/blog-publications
 https://home.kpmg.com/lu/en/home/insights/2016/11/societe-d-impact-societal-sis.html
 http://www.impact-investing.eu/working-groups

(4) 社会的インパクト評価に関するワーキンググループ

図表 3-16: 社会的インパクト評価に関するワーキンググループ

EIIL はルクセンブルク及び EU レベルの議論に活発に参加し、社会的インパクト評価の **Impact** 基準・手法策定に貢献している。SIS を新しい法人格としてルクセンブルクで導入すること Measurement を踏まえ、新しい法人格導入後の社会的インパクト評価の展望について英国のコンサル ティング企業 Bates Wells Braithwait に依頼して報告書を作成した。

出典: EIIL ホームページ 87を元に PwC あらた有限責任監査法人作成

(5) 社会的インパクト投資・インパクト評価に関する意見、展望

EIIL は、Bates Wells Braithwait の報告書を通じ、(A) SIS 法人格の適格基準、(B) 社会的インパ **クト評価モデル、(C) 規制体制**について意見を述べている。

(A) SIS の適格基準については、①社会的目的、②社会的活動、③社会的インパクト評価、④社会的責 任、の4つのテストを設け、具体的かつ実践的な基準の適用を提唱している。

(B) 社会的インパクト評価モデルについては、 EC の諮問機関である Commission Expert Group on the social business initiative (以下、GECES) の5ステップアプローチをベース とし、各ステップを実施する上での実践的な手法を

提言している。

ステップ1「目標設定」: 実践的なアンケートをベー スとし、目標と因果関係の特定を行うことを勧めてい る。

ステップ2「ステークホルダーの特定」: アンケート 手法、Social Return on Investment (以下、

図表 3-17: GECES の 5 ステップアプローチ



出典: Social Impact Measurement in the framework of a Société d'Impact Sociétal (April 2015)88 SROI)のステージ1手法89、責任の所在特定手法、の3つの手法を提示している。

ステップ3「評価指標の設定」: Impact Reporting & Investment Standards (IRIS) 90や Global Value Exchange 91のような確立されたデータベースから評価指標およびフレームワークを設定すべきとしている。

⁸⁷ http://www.impact-investing.eu/working-groups/group/groups/impact-measurement

⁸⁸ http://www.impact-investing.eu/download/128/eiil-social-impact-measurement-in-the-framework-of-the-sisregulatory-framework-bwb-report-final.pdf

⁸⁹ SROI 分析の一部であり、①範囲の確立、②ステークホルダーの特定、③ステークホルダーの参加方法、の3つのステップを含む。

⁹⁰ IRIS は、Global Impact Investing Network という非営利団体によるイニシアチブであり、団体の社会・環境・経済的な成果を図る上での指 標群を提供している。

ステップ4「測定、データの認証、評価」: インタビュー、デスクトップ調査などをベースとしたデータ収集の他、認識されたインパクト価値、SROI 比率、顧客満足度調査など、SIS 毎の活動に適した手法を用いることを提唱している。

ステップ 5「報告、学び、改善」: 特定のフォーマットを提示せず、報告に含むべき項目についてレコメンデーションを 行なっている。また、報告においては、各ステークホルダーおよびサービス社会的企業にとって学びと改善を促すために、 情報の実用性と透明性確保を基本原則としている。特に、同 5 ステップアプローチの各ステップについては詳細に記載し、ステークホルダー毎に最も重要かつ意味のある情報を選別する重要性を強調している。

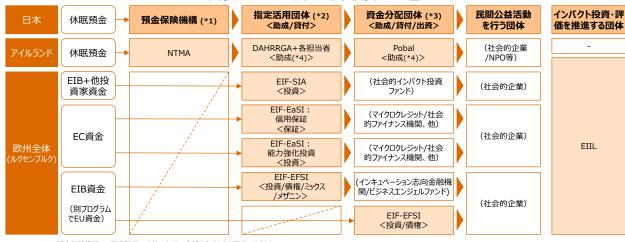
(C) 規制体制については、①明確かつ包括的な情報開示体制、②開示された情報を独立的に確認する監査機能、③SIS 法人格の登録および適切な情報開示が行われなかった場合の登録剥奪などを規制機能、の3本柱を基本とし、各柱における実践的な基準等を設定している。

⁹¹ 価値、アウトカム、指標、ステークホルダーのクラウドソーシング・データベース

調査のまとめ

調査対象機関の整理と国・地域別の比較 4.1

本調査の対象機関について、日本における休眠預金活用で想定されているモデルに合わせてその位置づけを下 記図表 4-1 の通りに整理した。 (注:なお、各国・地域の状況により、完全に日本のモデルとの対応関係を定義 することは難しく、特に EIF については、休眠預金を原資としていないため、資金提供先や機関(及び金融商品) の目的・性質に照らして便宜的に整理している点に留意が必要である。)



図表 4-1 : 調査対象機関の整理

- *1) 預金保険機構は、事業計画の実施に必要な金額を指定活用団体に交付する。
- 1)月本来水域制成、学系計画の大阪に応受な声報で訂正行用的呼に入げする。 *2)指定活用団体は、民間公益活動促進業務の実施について責任を負い、事業計画等に基づいて資金分配団体を選定し、助成又は貸付けを行う。 *3)資金分配団体は、民間公益活動を行う団体を選定し、助成等を行う。 *4)正確には、DAHRRGA及び各担当省から助成先団体への助成であり、Pobalはその仲介を行っている。Pobal向けには助成ではなく委託報酬が支払われる

出典: ヒアリング結果及び内閣府資料を元に PwC あらた有限責任法人作成

まず、アイルランドについては、休眠預金を原資とした活用制度があることから、預金保険機構と NTMA、指定活 用団体と DAHRRGA 及び各担当省、資金分配団体と Pobal、がそれぞれ対応する。但し、2 章で述べている通 り、資金の流れは日本の想定モデルと大きく異なる。次に、本調査では、欧州全体(ルクセンブルク)の代表機関 として EIF を対象としたが、休眠預金を原資としていないこと、主な資金拠出方法が投資であること、の二点で日 本のモデルに当てはめるのは必ずしも適切でないが、ここでは EIF の社会的インパクトを志向するプログラムと最終 的な投融資先(=社会的企業)との関係性によって便宜的にプロットを行っている。以降、この整理を念頭に本 調査のまとめと提言について言及する。

4.2 休眠預金の管理

アイルランドでは、2001年の休眠預金の活用に係る法律制定後、現在まで 10年以上に渡って DAF と助成 制度の運営を行ってきており、この 2 点について、日本における休眠預金活用法の具体的な実行計画を策定する にあたって参考になる取組み要素があると考えられる。特に NTMA の DAF の管理機能については、日本におい

ても類似の機能を預金保険機構が担うことが予定されており、**預金等返還支払請求の手続き等で参考となる**と思われる。

アイルランドでは、休眠預金を活用した助成制度は、政府(DAHRRGA を中心とした各省)が中心となり、資金活用使途を決定しており、第三者がそのプロセスに関与する状況とはなっていない(2014年の DAF のAnnual Reportでは、この点に関して課題として取り上げられており、パブリックコンサルテーションプロセスの導入を検討する予定としていたが、DAF の主管省が DAHRRGA に移管されたことによる年次計画導入遅れ等が原因で、検討・実施に至っていない状況である)。現状では、事実上 DAF からの拠出予算は各省の年次予算の補完としての位置づけのように捉えることも可能であり、この点において、日本で想定している休眠預金活用モデルとは異なる。また、資金の流れについても、配分された予算を各省の責任の元で一旦先行支出した上で、支出実績に基づいて各省が NTMA に払い戻し請求を行っており、日本で想定している休眠預金活用モデルと異なる。

支出分野については、3か年支出計画の中で3つの支援分野に絞っており、休眠預金活用の目的が明確化されている点はわかりやすい。このように、**支援分野を絞ること**については、①休眠預金の活用の意図を明確に周知できること、②案件採択や成果の検討をする上での指針となること、の2点でメリットがあり、日本の休眠預金活用においても参考とすべきところである。

4.3 休眠預金の管理と活用

アイルランドにおける DAF による助成制度の運営に関しては、第三者機関である Pobal が申請・案件選定・実行支援まで含めて重要な役割を担っている。 Pobal は DAF 以外にも多くの政府資金を活用したプログラム運営の実績があり、 DAF の助成制度においても、その知見を活用して、効率的・効果的な運営を行っている。 申請及び実施の各段階において、申請者・助成先団体とコミュニケーションを図る専門チームを置いている点、申請や報告のプロセスの多くでオンラインシステムを活用している点が特徴的である。 一件当たり 2 万~10 万ユーロ(約250 万~1230 万円)規模の小規模プロジェクトを多数同時に管理し、効果的に制度を運営する能力については、短期間で培うことは容易ではない。 日本の休眠預金の活用制度において、どのような機関がこれを有しているかを見極めるとともに、場合によっては、資金分配団体の能力開発支援等が必要となる可能性が考えられる(指定活用団体についても類似の状況が想定される)。

なお、アイルランドの DAF の活用は助成に限られているため、公益民間活動の支援ニーズとして、本助成制度でカバーできない**助成先団体に向けた少額貸付等の領域に関して、別の形での支援の必要性**があるものと推察される。現に、アイルランドでは CLANN CREDO 等の民間の中小企業向けマイクロファイナンス機関が一部この役目を担っている。

また、EIF が実践している投融資は休眠預金を原資としていないものの、個別の支援プログラムを検討する上では参考となる。EaSI で提供している**信用保証**は、社会的企業の金融アクセス課題を解決するための方法として間接的に支援を行う点で特徴的である。また、同スキームで採用している、**提案内容の質・インパクトの 2 軸の基準を設定して支援先を決定するプロセス**は、日本における資金分配団体における支援先選定でも参考となる。

4.4 休眠預金の活用における社会的インパクト評価の活用

アイルランド DAF による助成制度における社会的インパクト評価については、評価・報告体系が明確に定義されており、助成先団体に対するガイドやプロジェクト毎の KPI 設定のアプローチも明確である。一方、DAF 全体の成果の見える化や将来の支出計画へのフィードバックが評価結果を受けて行われているかは不透明な状況である。関係者に対するヒアリングにおいても、社会的インパクト評価の活用については、主要な議論のポイントとして挙げられなかった。アイルランドの DAF による助成制度においては、助成先団体や Pobal(資金分配団体)レベルでのインパクト評価は明確になされているが、DAF 全体としてのインパクト評価はあまり重要視されておらず、これを今後どのように実施していくかが課題と考えられる。

アイルランドの例では、プロジェクトレベルで事前に取り決めた社会的インパクトの目標値に関して、最終的に達成することが出来ない場合でも、これを理由とした助成金の不払いのケースというのは今のところない。一方 EFIの SIA や EFSI の元で実施されるファンドオブファンズ投資に関しては、社会的インパクトの目標達成状況によって、投資先ファンドのファンドマネージャーの成果報酬が減額される仕組みがある。日本の休眠預金活用制度において社会的インパクト評価を実際にどのように活用していくか(評価結果により何らかのペナルティやインセンティブを与えるかどうか)については、今後議論が必要である。

4.5 社会的インパクト投資の実践と社会的インパクト評価の位置づけ

EIF はその設立目的の元、社会的インパクトを志向する 3 つのプログラムを有している。SIA、EaSI、EFSI のいずれもが、社会的インパクトを意図する投融資を促進するために、**民間の巻き込みを視野に入れながら運営されている極めて新しい取組み**である。特に SIA については、EIF が独自で主導しているものであり、ソーシャルセクターへの資金供給に関して、将来的に民間投資家の資金供給の拡大を試みる先進的な取組みである。

SIA に代表される EIF の社会的インパクト投資に関しては、基本的に経済的パフォーマンスと社会的パフォーマンスを統合する形で投資効果を図る方針が貫かれている。投資リターンに対する通常の指標に、社会的インパクト評価に基づく係数(インパクトマルチプル、3.3 参照)をかけ合わせることで、投資効果を総合的に判断するガンマモデルという手法が用いられている。これは、最終的に裨益する社会的企業のレベルでも、社会的投資ファンドのポートフォリオレベルでも同じ考え方が適用される。一方、各レベルにおける社会的インパクトの多寡を横並びで比較するようなコンセプトではなく、あくまでも事前に合意した目標値に対する達成度にフォーカスしている点が特徴である。投資案件の選定等で、社会的インパクトの多寡により投資対象を A にするか B にするかを何らかの手法で機械的に判断するような思想ではないことに留意が必要である。

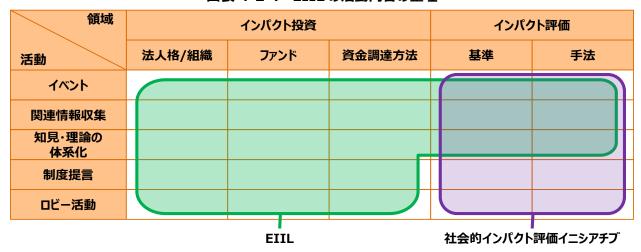
4.6 社会的インパクト評価の実施主体と実施コスト

本調査の対象機関においては、**直接支援先が社会的インパクト評価を実施**していた。**この支援先が中間支援** 組織に該当する場合は、最終裨益者からのインパクト評価に係る情報収集を行う責任を負うことが通常である。 インパクト評価のコストは、資金提供にあたって資金提供者と支援先との間で事前に合意する実施・報告事項の中で包括的に考慮されていると考えるのが妥当である。また、Pobal のようにプログラムの運営を契約に基づいて行い運営報酬を得る場合でも、サービス契約の中に社会的インパクト評価の実施が含まれており、サービス報酬の中に、社会的インパクト評価の実施コストが含まれている。日本における制度設計においても、社会的インパクト評価に係るコストが一定程度あることを念頭に、第三者への運営サービス報酬や助成金の金額を決定することが必要である。

4.7 社会的インパクト投資や社会的インパクト評価の推進

金融セクターの占める割合が大きく、社会的インパクト投資の取組が進んでいるルクセンブルクでは、社会的インパクト投資や社会的インパクト評価の推進に寄与するようなシンクタンクの機能を有する EIIL というオープンイニシアチブが存在している。EIIL の活動内容は、インパクト投資及びインパクト評価のそれぞれの領域におけるイベント開催、関連情報収集、知見・理論の体系化であり、特にインパクト投資の領域では、政策提言・ロビー活動を積極的に行っている。SIS の法案化、LIIP の設立、クラウドファンディングの自己規制支援等、当該分野で必要と思われる新しい動きを起こすためのプラットフォームとして位置づいており、市場に対して明確な影響力がある。運営上の特性として、特にインパクト投資に係る今後の市場基盤の整備のために、インパクト投資の周辺分野でビジネスを行っている、法律、会計財務、金融、等の周辺分野の専門的人材が少人数で関与している。

日本においては、インパクト評価の推進の部分において、社会的インパクト評価イニシアチブが類似の活動を行っていると考えられるが、その活動目的は主に社会的インパクト評価の推進であり、活動領域もこの目的に沿うものである。休眠預金の活用においては、社会的インパクト評価に留まらず、ソーシャルセクター全体の市場形成・成熟化に関する課題意識を共有した上で、複数のテーマについて知見の蓄積・発信を行っていくようなプラットフォームがあることが望まれる。



図表 4-2 : EIIL の活動内容の整理

出典: ヒアリング結果及び社会的インパクト評価イニシアチブ HP を元に PwC あらた有限責任法人作成

4.8 提言

本調査の結果を受けて、日本における休眠預金の活用制度に向けた提言は以下の通りに整理される。

- ✓ 預金保険機構の預金等返還支払請求の手続き等の業務設計にあたっては、アイルランドの NTMA の先行業 務実績を参考にする。
- ✓ 休眠預金の活用にあたっては、活用意図の周知、及び案件採択や成果検討の指針とすることを目的に、その 活用分野を明確に定義する。
- ✓ 制度運営にあたって、指定活用団体、資金分配団体に相応の業務対応能力が求められるため、必要能力を明確化するとともに、現状に照らして必要な場合は能力強化の支援策を同時に検討する。
- ✓ 民間公益活動を行う団体の支援としては、直接の助成・貸付・出資の他にも保証や関連する金融機関の能力強化等の様々な選択肢が考えられる。休眠預金の活用制度のスコープ定義と合わせて、他の政府支援や民間との連携等も視野に入れて包括的な制度設計を行う。
- ✓ 社会的インパクト評価の実施は、直接支援先が自ら実施することを念頭に、必要なコストについては助成等で 拠出される資金に含めて予め考慮する。
- ✓ 社会的インパクト評価の活用については、プロジェクトレベルで評価結果をペナルティやインセンティブに用いるかど うか、を慎重に議論するとともに、制度全体の改善に向けたフィードバック方法について予め定義する。
- ✓ 社会的インパクト評価のみならず、ソーシャルセクターへの民間資金活用をどのように推進していくかという視点で、 テーマ別に専門家が議論するようなオープンプラットフォームを、既存のプラットフォームの拡大を通じて整備する。

5 別添資料

5.1 調査項目

1 組織概	要		
1-1	組織名称		
1-2	設立年		
1-3	設立経緯・ミッション	設立者や団体による設立の経緯、設立目的・ミッション	
1-4	財源	資金規模、資金元等、出資割合や出資方法(優先・劣後等	
		の状況がどのようになっているか)	
1-5	組織体制	人員、組織図等。	
1-6	法人形態		
1-7	その他		
2 事業概	要		
2-1	事業名称	個別のプログラムやプロジェクトの名称	
2-2	資金提供者	個別のプログラムやプロジェクトの財源	
2-3	支援内容•形態(助成、融	支援形態(助成、融資、投資)	
	資、投資、その他)		
		助成、融資、投資、その他事業への支援以外のサービス(例え	
		ば、能力強化、F/S 調査、コンサルサービスなど)	
2-4	支援先の選定基準	中間支援組織相当を選定するための基準(法人格、規模、実	
		績、財務状況など)	
		サービスプロバイダーを選定するための選定基準(法人格、規	
		模、実績、財務状況など)	
2-5	対象事業	支援する分野・課題(教育、高齢者向け、社会的弱者向けな	
		ど)が特定されているのか	
		想定する経済的リターン(投資の場合)及び社会的リターン	
2-6	資金の流れ	タイミング	
		契約形態	
2-7	資金の規模	支援最低金額	
		支援上限金額	
		支援期間(最低期間、最長期間)	

→ -1	社会の12パクトを負い12パクト評価の展望	女主に承恩
4 社 太 的 4-1	1 ノバクト計画に関するラ後の展 社会的インパクト投資・インパ	
3-7	インパクト評価の推進策 インパクト評価に関する今後の展	インパクト評価推進のための支援の有無
2_7	かパカト証価の批准等	含まれていない場合のコスト負担の主体
		合) 今thzutivilleon371台中の文件
3-6	コスト負担	資金支援の有無(含まれている場合の資金支援に占める割
		課題毎(例:初等教育、高齢者福祉など)に設定している手 法やガイドラインの有無
3-5	手法・ガイドライン	定められた手法やガイドラインに基づいた評価手法 理題気 (例・初等教育 京殿者原外がり に記字にている手
3-4	実施主体 	第三者又は資金提供先である中間支援団体が実施
2.4	字佐子体	ど) 第二者立は姿を担併生 55 2 中間主採用はが実施
3-3	支援内容	サービス概要(インパクト評価の実施、研修、コンサルティングな
3-2	対象事業	個々の事業毎に評価を実施、または分野ごとに実施
3-1	評価目的・活用	説明責任、民間投資の呼び込みなど、評価結果をどのように活用しているのか
	ト評価に対する取組	
2-11	その他	
		ービスプロバイダー向けの能力強化
2-10	特徴的な取組み	スケールアップや他地域への展開の工夫、中間支援団体及びサ
		が)
		サービスプロバイダーに対する契約内容(支払、返済のタイミン
		サービスプロバイダーに対して求める報告内容・頻度
		サービスプロバイターに対して示めるが成果 サービスプロバイダー選定にあたって、実施する審査方法・体制
		カ法が開示されていれば、リンクを記載) サービスプロバイダーに対して求める成果
		サービスプロバイダーに対して求める募集要項(申請書の記載 方法が開示されていれば、リンクを記載)
		中間支援組織に対する契約内容(支払、返済のタイミング)
2-9	資金提供先の管理方法	中間支援組織に対して求める報告内容・頻度
2.0	次人担供什么签证十十	(投資減税措置)
2-8	資金提供者へのインセンティブ	社会的インパクト投資に対する資金提供者への税制優遇措置

5.2 現地ヒアリング議事録

(1) NTMA

日時	2017年2月22日(水) 10:00~11:30		
場所	National Treasury Management Agency オフィス		
出席者	National Treasury Management Agency	Dave McEvoy, Fiona Gilhawley	
	Dept. of Arts, Heritage, Regional, Rural	Lynda Crawford	
	and Gaeltacht Affairs		
	Pobal	Aoife McKenna	
	PwC	山﨑 英幸、James McCreevy	

■アイルランドの Dormant Account Fund (以下、DAF) について

- ・DAF の主な目的は、休眠資金を公的な慈善事業(public charitable endeavors)に活用すること
- ・15年間休眠している銀行口座(郵便口座を含む)、5年間休眠している保険証券、が対象
- ・根拠法案は、Dormant Accounts Act 2001、Unclaimed Life Assurance Policies Act 2003、 Dormant Accounts (Amendment) Act 2005、Dormant Accounts (Amendment) Act 2012

■ National Treasury Management Agency (以下、NTMA) の役割について [入手資料①P4]

- ・管理資金は年に一度、4月末にNTMAへ移管される。
- ・NTMA の役割としては、投資管理機能(investment)と運営管理機能(operation)の2つがある。
- ・投資管理機能として年次の投資計画(Minister for Finance の承認が必要)の策定と、投資の実行を行う。
- ・運営管理機能として、預金及び返還の手続き、年次の資金分配手続き、ファンドの性質に応じた四半期または 年次での残高調整、ファンドのリターン統制、流動性モニタリング、記帳・報告・監査対応等を行っている。

■NTMA の役割に含まれないもの

- ・資金配分の意思決定は Dept. of Arts, Heritage, Regional, Rural and Gaeltacht Affairs(以下、DARRGA)が責任を負っている。
- ・預金返還請求及び保険金請求に対する支払対応は各金融機関・保険会社が責任を負っている。
- -各金融機関は故人口座を取り扱う専門部署を設置している。
- ・金融機関等の法令順守は、Central Bank of Ireland (CBI)が責任を負っている。
 - -CBI は休眠預金口座の管理や利息計算が正しく実施されていることをモニタリングしている。

■休眠預金移管のプロセス

- ・各金融機関は、毎年4月に、1) Lodgment form(NTMA へ移管すべき休眠預金がある場合)または
 2) Nil returns form (移管すべき休眠預金口座がない場合)の書類を作成し、NTMA へ提出する。1) の場合は資金の移管が実施される。
- ・NTMA は CBI へ各金融機関の報告内容を報告する。

■休眠預金返還請求のプロセス

- ・故人の口座遺言相続家族が預金返還を行う場合は、直接当該金融機関に申請を行う。
- ・金融機関は週次の返還請求総額と計算利息を NTMA へ返還請求フォーム(FAX 又は PDF ファイルを email 送信)により連絡する。
- ・NTMA は返還請求フォームを確認・承認する。
- ・NTMA から金融機関への払い戻しには、預金金額と利息が含まれる。払い戻しは週次で行われる。
- ・預金返還・保険金請求は通常21日以内に支払いまでの手続きが行われる

■投資計画とファンド流動性について

- ・DAF に移管された資金の内、15%程度は返還請求で払い戻しされるため、DAF からの予算配分総額は、これを加味して計画される。
- ・年次の投資計画(investment plan)は通常 4 月にレビューが行われ、投資(investment)と返還準備金(Reserve)の 2 つの要素を検討する。
- ・投資計画は秘匿情報の為、非公開。開始当初からの実績を確認すると Investment Income / Expense の項目があり、Investment Income には DAF を持続可能にするための投資活動によるリターンが含まれる可能性がある。 Expense には、Pobal への支払報酬と、預金者等からの返還請求を受けた際の支払利息が含まれる。
- ・資金活用タイミングは周期的に検討される。

■質問回答

1	休眠預金とそれ以外の資金の管理方法はどのように	NTMA は他の国庫の管理もしているが、DAF は全く別に管
1	行っているのか。	理されている。
	NTMA→Minister for Finance への Report は	週次、月次、年次でリスクレポートを共有している。(インパ
2	どのようなものか?(また、インパクトに関するレポーテ	クトに関するレポーティングはなし)
	ィングが含まれるか)	
	measure に対する将来計画に関して政府以外の	(ミーティング後フォローアップ)
	ステークホルダーのコンサルテーションも必要(パブリッ	パブリックコンサルテーションプロセスは現状実施されていない、
3	クコンサルテーションプロセス) としている部分の進捗	理由は DAF の主管を the Department of
	はどのようなものか?	Environment, Community and Local
		Government から DAHRRGA へ移管するにあたって、
		2016 年のアクションプランの実行が遅れているためである。
4	最近設立した ISIF の設立目的や事業内容	ISIF は、元々は年金積立基金だったもので、年金資金の
		運用を目的に一定程度のリターンを追及するファンドである。
	休眠預金を活用して、同預金を関連省庁・局に配	NTMA は他のサービス等は実施していない。各省庁がそれぞ
5	分する以外に何かサービス(例えば、能力強化、	れ独自に行っている。
	F/S 調査、コンサルサービスなど)を提供しているか。	
	NTMA が作成する annual investment plan	内容については開示不可
6	(実際の書類は確認できなかった)の内容	

7	NTMA レベルで社会的リターンやインパクトを標ぼう	していない。
/	しているか。	
	資金の流れのタイミング	DAF への資金移管は年次、それに伴い、資金活用のサイク
8		ルも年次。返還請求への対応は金融機関との間では週次で
		行われる。
9	NTMA レベルにおける配分最低/上限金額	特に決まりはない。実績ベースで、2009 年は 190 万€、
9		2016 年は 1200 万€。 (経済状況等により変化)
10	毎年の NTMA から各省庁への年次の資金配分と、	年次での資金配分計画に基づく、各省庁の資金活用の期
10	Pobal の各 Measure の設定期間との関連は?	間設定はそれぞれの省庁にゆだねられる。
11	中間支援団体及びサービスプロバイダー向けの能力	特になし
11	強化	
12	NTMA がインパクト評価に関わっているかどうか	なし

(2) DAHRRGA

日時	2017年2月22日(水) 10:00~11:30		
場所	National Treasury Management Agency オフィス		
出席者	National Treasury Management Agency	Dave McEvoy, Fiona Gilhawley	
	Dept. of Arts, Heritage, Regional, Rural Lynda Crawford		
	and Gaeltacht Affairs		
	Pobal	Aoife McKenna	
	PwC	山﨑 英幸、James McCreevy	

■アイルランドの Dormant Account Fund (以下、DAF)の活用制度について

- ・DAF の恩恵は、金融機関にとってだけではなく社会全体に広くもたらされるべき性質のものである。
- ・裨益対象として、①経済・社会的弱者(Economic and social disadvantage)、②教育弱者(Educational disadvantage)、③障碍者(Persons with a disability)を掲げている。
- ・3 年に一度、Dept. of Arts, Heritage, Regional, Rural and Gaeltacht Affairs(以下、DARRGA))が、DAFの3か年支出計画(Disbursement Scheme)を作成し、内閣がこれを承認する。
- ・助成対象者はクライテリアに基づいて決定される(事業の必要性、提案の説得力、提案者の業務遂行能力、政府プログラム・ゴールとの整合性、事業の持続可能性、他の付加的要素)。

■過去の根拠法案改正について

- ・2005年の根拠法案改正では、主に意思決定プロセスと Dormant Accounts Board に関する内容が変更された。
- ・2012 年の根拠法案改正では、Dormant Accounts Board が解散され、代理機能が Minister for Arts, Heritage, Regional, Rural and Gaeltacht Affairs に移管された。

■ Dept. of Arts, Heritage, Regional, Rural and Gaeltacht Affairs (以下、DAHRRGA)の 役割について

- ・3 か年支出計画を他の省庁と一緒に作成する。支出計画は DAF の資金により実施される予定のプログラム/プロジェクトを予め決めるものである。
- ・支出計画に基づき、その実行計画として年次の行動計画(Action Plan)を他の関連省庁とともに作成する。 年次の行動計画の中で、DAF からの資金拠出によって支援される具体的なプログラムと各プログラムへの最大分配金額が定義される。

■支払プロセスについて

- ・年次の行動計画に従って、各省庁が個別にプログラムを実行し、各インプリメンターに支払いを行う。
- ・各省庁から NTMA へ支出分の払い戻し請求を行い(通常 12 月)、NTMA がこれを承認する。
- ・各省庁は年次の行動計画で配分された以上の予算を請求することはできない。
- ・各省庁は配分予算の満額を使うことが通常である。
- ・NTMA は Pobal に年次のプログラム運営報酬を支払っている

■その他

- ・行動計画での予算配分金額は、通常全体で 2000~2500 万€程度である。
- ・DARRGAは、年間平均で30プロジェクト程度に資金配分することを計画している。
- ・すべてのプログラムは 2-3 年の期間で実施される。(このプログラムに基づいて、Pobal のプログラムも決定される(12-18 か月)。 Pobal レベルではプログラムが前期・後期のように分割されることもあり得る)
- ・多くの資金は community voluntary funds へ流れている。

(3) Pobal

日時	2017年2月22日(水) 10:00~11:30		
場所	National Treasury Management Agency オフィス		
出席者	National Treasury Management Agency Dave McEvoy, Fiona Gilhawley		
	Dept. of Arts, Heritage, Regional, Rural Lynda Crawford		
	and Gaeltacht Affairs		
	Pobal	Aoife McKenna	
	PwC	山﨑 英幸、James McCreevy	

■ Pobal の位置づけについて

- ・Pobal は主幹省庁(現在は、DAHRRGA、その前は Dept. of the Environment, Community, and Local Government、以下 DECLG)と Service Level Agreement を結び、この依頼のもとに動く。
- ・Pobal の内部プロセスもこの主幹省庁と調整しながら決定される。
- ・DAF の支出計画に含まれるすべてのプログラムについて Pobal が中間支援を行うわけではなく、Pobal 経由でプログラム実施するかどうかは各省庁の判断による。
- ・DAHRRGA が作成した年次の行動計画の一部について、どのように Pobal が中間支援を行うか、DAHRRGA とのワークショップによりその詳細を決定する。

■これまで助成が行われたプログラム等

- ・訪問介護従事者に対するトレーニング及び側面支援サービス
- ・社会的企業イニシアチブ
- ・犯罪被害者向けのヘルプライン、被害者の裁判出席に対する専門家サービス
- ・若年層雇用イニシアチブ
- ・移民向けの雇用促進サービス

■ Pobal のサービスについて

- ・各省庁のプログラムに応じて、様々なテーマの様々な提案をレビュー・評価する。
- ・最終的なプロジェクト採択は DAHRRGA が行う。
- オンラインの申請プロセスがとてもうまくいっている。
- ・プログラムの募集にあたっては、ウェブページや新聞等で広く告知を行う。
- ・Pobal 内部に、申請プロセスを管理する専門チームが立ち上げられている。申請に関するアドホックな質問に対応 するヘルプデスクである Client Service チームや、それぞれの申請をレビューする Development Coordinator と呼ばれる専門人員が存在する。
- ・内部にこのプロセスが正しく実施されるためのガバナンスの仕組みが存在している。
- -チームリーダーが申請書をレビュー・評価を行う。
- -続いて評価委員会(ボードメンバーと評価ユニットのマネージャーが参加)によるレビュー・評価が行われ、 Pobal 内の推奨案件を決定する。
- -担当省庁に Pobal のレビュー・評価結果が送られ、各省庁にてレビュー・評価を行う。
- -上記のレビュー・評価結果を勘案して、担当省庁の大臣が採択案件を決定する。
- -採択案件決定後、Pobal より各申請者に結果通知を行う。
- ・各インプリメンターへの支払いについては、通常 90%が前払い、残りの 10%は各プロジェクト完了後払いである。 現状、これを 60%前払い、40%後払いに変更する動きがある。

・申請・選定プロセスは、ある程度 Pobal の裁量で柔軟に設定できるため、この部分の効率化やサービス付加等で Pobal の役割の意味合いが深まる。

■インパクト評価の KPI について

- ・インパクト評価の KPI は事前に協議の上決定される。プロジェクト毎に得られる成果が異なるため、標準 KPI セットのようなものはなく、個別のプロジェクトごとに決定する。
- ・省庁を跨いでプログラムの評価を行うことは現実的には難しい。
- ・KPI の第三者評価は必要に応じて行われることがある。この評価コストは DAF とは別の予算でカバーされる。

■質問回答

	休眠預金を活用して助成以外に行っている「裨益者	サービス費用の一部、広告、技術関連コスト、情報共有セッ
1	のサポート」は具体的に何か。	ション、マニュアル/ガイドライン作成、翻訳等
2	休眠預金基金の支援先にはどのサービスが提供されるか。	運用管理:プログラムと申請手続きの設計、申請・評価・採 択案件決定、契約関連事務手続き、助成関連事務手続 き、裨益者サポート(Development Coordinator のサ ービス)、パフォーマンスのモニタリング及びレポーティング(財 務/非財務)(プログラムのクライテリア作成時にフレームワー クを検討する)、財務管理、プロジェクト監査・検証、資金 拠出者向けのレポーティング(measure を担当する各省 向けのレポーティング) プログラム管理:プログラムレベルのアウトプット、アウトカム、 インパクトの測定支援(主に初めのフレームワーク設定)、プ ログラムガバナンス(DAHRRGA との Service Level Agreement)、申請等に必要なシステムサポート
3	休眠預金を活用して、助成以外に行っている能力強化サービスの具体的な内容。 文献調査では下記のサービスを確認することができた (休眠預金基金に限定しての情報が取得できなかったため、同基金支援先に対しても下記サービスを提供しているかをまず確認する必要がある): ・採用したサービスプロバイダーへのフォローアップ、不採用の団体へのフィードバック・ベスト・プラクティや学びの共有・プログラムの実行をサポートするビジネス・システムの構築・IT 及びデータ・システムサポート・技術支援及びプロジェクト実施スタッフに対するトレーニング・"Community Fund for National	上記参照

	Organizations"の設立	
4	年度毎に各省庁等から予算配分される資金は Pobal のバランスシートに乗ってくるという理解で良いか。	・流動負債の形で B/S にのってくる。
5	ポバルとアイルランド政府関連局との間のサービスレベル契約の内容。	・Pobal は主幹省である DAHRRGA とサービスレベル契約を結ぶ。 DAHRRGA は、DAF のサービスコミットメントと関連するサービスフィーに対してコミットする。 サービスコミットメントはそれぞれの支援領域の担当各省と合意して決められた Fact Sheet や仕様書の内容と同等である・Pobal の業務上の秘匿情報のため契約書の内容の詳細は公開できない。
6	Department of the Environment, Community and Local Government が作成 する年次のアクションプランにある「measure」をどの ようにしてポバル・レベルの「measure」に落とし込ん でいるか。(アクションプランにある「measure」とポバ ル・レベルの「measure」には相違がある)	DAHRRGA とのワークショップにより Pobal レベルで具体的にどのようにプログラムを実行するのかを決定する。
7	Pobal とサービスプロバイダー間の契約書ひな型	
8	支援最低期間	通常は1年(最大でも2年)
9	現在募集をかけている「measure 1 」以外の measure におけるサービスプロバイダー審査方法・ 体制	measure 1 と同様の Open application process
10	サンプルの中間報告書、最終報告書、財務報告書は確認可能か。	オフラインで公表できるものはなし
11	スケールアップや他地域(ポバルの場合はアイルランド外)への展開の工夫	特になし
12	ポバルは支援先のサービスプロバイダーのインパクト評 価を実施する正式な責任を負っているか。	負っていない(但し、各省庁向けのレポーティングの中でプログラム全体のインパクト評価は実施する)
	アイルランド政府関連各省が委託して実施する評価	現状行われたことはない
13	について、その内容及び実施主体。	(ミーティング後フォローアップ) 各省が関連する DAF の Measure (支援領域) について、第三者評価を行うという 計画は 2014 年の Action Plan であり、現状 DAHRRGA の主管の元では存在しない。

		の measure を含む最終報告書の提出を行う。
	実施主体:サービスプロバイダーが実施するとのこと	プロジェクト実施過程でサービスプロバイダーが実施する。
15	は確認できたが、第三者に外注して行われているか・	
	外注が可能かについては明確ではなかった。	
	インパクト評価の手法について、評価を「実行」、「分	サービスプロバイダーには、成果説明をどのように行うのかのガ
16	析」する上での特定された手法・ガイドラインがある	イドライン文書が配られる。 (DAF Final report guides /
	か。	DAF End of Project Reporting Requirements)
	インパクト評価のコストはどのようにして提供されてい	省庁によって異なる。決まったやり方はない。
	るか(年次のアクションプランには同コストが休眠預	
17	金基金によって手当てされるとの記載があったが、サ	
17	ービスプロバイダーの募集要項の対象コストに含まれ	
	ていなかったほか、予算のテンプレートにもその項目が	
	含まれていなかった)。	
10	インパクト評価のコストはどのくらいの割合で資金支	インパクト評価の実施方法については今後に向けた課題であ
18	援に含まれているか。	る。得られる成果はプロジェクト毎に異なる。
19	インパクト評価推進のための支援の有無	N/A
20	ポバルの視点から、社会的インパクト投資・インパクト	N/A
20	評価の展望:要望や課題	

(4) SIA

日時	2017年2月22日(水) 10:00~11:30	
場所	European Investment Fund Office	
出席者	European Investment Fund	Uli Granbenwater
	PwC	山﨑 英幸、Matthieu Lauzier

■Social Impact Accelerator (以下、SIA) のターゲットソーシャルリターンについて

- ・SIA(及び EIF)では Gamma モデルを採用している。経済的リターンと社会的リターンの関連付けを行うことに こだわっており、従来の経済的リターンに関する KPI (RoI 等)に、社会的インパクトを加味するような KPI を設定 するようにしている。
- ・ファンドマネージャーは、社会的インパクトについては、その目標値を設定し、目標値に対する事業の達成状況を測定する。(目標達成の状態を1とし、それ未満であれば1未満の係数、それ以上であれば1より大きい係数として報告される)。
- ・ファンドマネージャーは、経済的リターンについては、従来の KPI について報告を行う。
- ・ファンドマネージャーの報酬は、経済的リターンに社会的インパクト係数をかけ合わせた統合パフォーマンス指標を以って決定される。例えば、インパクト KPI の達成度合いが当初目標の80%を下回った場合、総合パフォーマンスは、得られた経済的リターンから減算される。80%以上の場合は、総合パフォーマンスは、得られた経済的リターンと同等とみなされる。社会的インパクトの達成度合いが少ないほど、総合パフォーマンスが減算される仕組みである。

- 100%上回った場合は、通常総合パフォーマンスに影響しない。これは過度に低い社会的インパクトに関する目標設定を避けるためである。
- ・これは、主に Fund of Funds に適用しているモデルであるが、例えば直接投資や債権等にも適用可能である。

■SIA のインパクト評価に対する考え方について

- ・社会的インパクトの目標値を設定する際には、セオリーオブチェンジ(例:教育へのアクセス改善)についてまず 検討する。(SIA プレゼン資料参照)
- ・インパクト評価の領域は非常に取扱いが難しい。完璧なルールを求めようとし、標準化にこだわるほど、本当のインパクト測定ができなくなる。市場の傾向として、何か比較可能なインパクトデータを追い求めようとする傾向があるが、 比較可能性のあるモデルの実現は極めて難しく、この SIA(及び EIF)で採用している Gamma モデルはその 点には注力をしていない。
- ・Gamma モデルは、個別のニーズに応えることが出来る指標を提供する。企業の興味もなく意味もあまりない基準を設定するよりも意義深い。
- ・それ故に、SIA(及び EIF)では、このモデルを様々なプロジェクトに適用し、プロジェクトの個別事情に着目した 社会的インパクトの評価を行うことを重視している。
- ・インパクト測定の目的は、何がインパクトかを定義することではない。透明性をもって、個別のプロジェクトで得られた インパクトを測ることに意味がある。

■質問回答

	EIB グループ、ブルガリア開発銀行以外の出資者の	Deutsche Bank, Sitra, Crédit Coopérative in
1	出資額内訳	France (いずれも EIF の出資額に比べて少額). 彼らは、
		インパクト投資事業の知見を蓄積することを目的に共同出
		資を行っている。
	SIA チームの人員数->運営組織構成	Technology and innovation investments team ${\mathfrak O}$
2		メンバーが兼務で SIA の業務に従事している。また、EIF 内
2		の certified investment officers とインパクト投資の専
		門家も運営に加わっている。
	投資先のソーシング方法やコミットメントの決め方	EIF はインパクト投資市場での認知度が高いため、潜在投
3		資先からのアプローチを受けることがほとんどである。 EIF も積
3		極的に彼らが優れた事業を実施しようとしているかを見極め
		る。
4	Co-invest の場合のパートナー選定方法	案件ごとに異なる。
5	なぜファンドオブファンズなのか	SIA は新しい試みであり、EIF の持つ強みを活かして、実績
Э		を徐々に積み重ねるところから始めようとしている。
	投資以外に行っているサービスの内容(文献調査で	投資プロセスの一環として、ファンドマネージャーに対して投資
	はファンドマネージャーに対するトラクチャリングのアドバ	家を惹きつけるためのストラクチャリングに関するアドバイスや
6	イスや法律相談が確認できた)。なぜ投資先ファン	法律相談を行っている。別の取組として、EIF が持つ知見の
	ド向けのサービスを提供しているのか、コスト回収はど	共有を行うことで、投資先が独自で新しい投資機会を見つ
	こで行うのか。	けることが出来るように市場啓蒙に関する活動を行っている。

		関連するコストはマネジメントフィーの中に含まれる。
7	中間支援組織相当を選定するための基準(法人格、規模、実績、財務状況など)のより詳しい内容。投資先ファンドの投資方針等にどの程度干渉するか。	他の一般的な投資活動と一緒だが、投資先ファンドマネージャーの投資戦略、チームの能力、ファンドパラメーター、投資案件の取引条件等に関して確認をする。画一的なチェックリストのようなものは存在せず、EIFで培われたノウハウにより投資先選定を行う。
8	支援する分野・課題(教育、高齢者向け、社会的 弱者向けなど)が特定されているのか	特にリストのようなもので決まっているわけではない。教育、保健医療、失業・雇用、迫害コミュニティ包摂、等の専門家がコアチームにいる。
9	ターゲットとしている社会的リターンはないのか?	「SIA のターゲットソーシャルリターンについて」参照
10 / 11	支援下限/上限金額	下限/上限の設定はない。但し、マジョリティを取らないように 49%以下の出資割合になるようにする。あくまで、民間資金 の誘因機能として働くことが重要。
12	支援期間(最短期間、最長期間)	10 年程度が一般的、更に 2 年程度の延長もある。
13	中間支援組織に対して求める報告内容・頻度 (社 会的インパクトの報告以外)	頻度は四半期毎(報告内容別途送付)
14	中間支援組織に対する契約内容	Limited Partnership Agreement (但し決まった契約 内容はない)
15	サービスプロバイダーに対して求める成果 スケールアップや他地域への展開の工夫、中間支援	ポートフォリオ全体で 7%のリターン スケールアップ・他地域展開の工夫(特になし)
16	団体及びサービスプロバイダー向けの能力強化	中間支援団体向けの能力強化(#6参照)サービスプロバイダー向けの能力強化(特になし)
17	社会的インパクトのパフォーマンスがファンドマネージャ ーの報酬あるいはボーナスに組み込まれる仕組み	「SIA のターゲットソーシャルリターンについて」参照
18	EIF が開発、提供している「SIA 投資チェーンの全てのレベルでインパクト指標を定量化・報告するためのフレームワーク」の内容(これがガンマモデルに該当するものか?)	(詳細別途送付)
19	中間組織はインパクト評価を第三者に外注しているか、独自で行っているか。投資先のインパクト評価を どういう観点で監督するのか 課題毎(例:初等教育、高齢者福祉など)に設	基本的な概念はすべての投資案件で同一。投資先がどのような目標設定を行いどの程度投資活動がその目標を達成したかを確認することは各ファンドマネージャーに一任される。 セクター毎のガイドラインは特にない。SIA としては、総和とし
20	定している手法やガイドラインがあるのか、各プロジェクトで独自に定めているのか。 Gamma model をどのように適用しているか?	ての社会的インパクトに注目している。(セクター別のチェック リストで社会的インパクトを評価するようなモデルは当該市場 を破壊(killing)するような行為で、適用は歓迎されな い)
21	インパクト評価のコストが資金支援に含まれているのか。含まれている場合どのくらいの割合か。また、含まれていない場合誰がコストを負担するのか。	全てのコストは投資活動の各プロセスに含まれている。投資 先は、インパクト評価に特化したリソースはないし、捻出もできない。
22	インパクト評価推進のための支援の有無	EIF はファンドマネージャーにガイダンスのようなものは提供するが特定の又は特別な支援は特にない。
23	社会的インパクト投資・インパクト評価の展望:要	個人的な希望では、できるだけ複雑さを回避するような動き

望や課題

になってほしい。インパクト評価の仕組みが誰でも適用可能 な簡単なものである必要があり、それが市場の成長を促進す る。

SIA が今後12ヶ月(2016年2月時点)に #6 参照

取り組むと表明した下記2点の進捗:

・技術支援を通じて、SIA のポートフォリオで今までカ

バーされなかった地域への展開

24

・ファンドの設立の支援(ストラクチャリングのアドバイ

ス、法律相談、インパクト投資家が機関投資家向け

の基準を設定する上での支援、ベスト・プラクティスの

共有など)

(5) EIF

日時	2017年2月22日(水) 10:00~11:30			
場所	European Investment Fund Office			
出席者	European Investment Fund Uli Granbenwater			
		(*ミーティング後のフォローアップ電話会議を Silvia		
	Manca, Farida Valieva の両氏と実施)			
	PwC 山﨑 英幸、Matthieu Lauzier			

■ EIF の Social Impact Strategy について

- ・EIF が支援するビジネスには大きく3 種類のモデルがある。
- ①事業目的として社会的インパクトをもたらすことを掲げている事業
- ②事業目的は多種多様だが、事業実施にあたり社会的インパクトの創出が内在されている事業(例:自閉スペクトラム症の人材のある能力に着目し、彼らを雇用してコンサルティング事業を行う)
- ③事業領域の特性上社会的インパクトが必然的に創出される事業(例:貧困層または経済的弱者の経済活動を創出するような事業)
- ※それぞれのモデル及び個々の社会的インパクトを識別し測定することは非常に難しいし、比較することはなおさらである。

■ EIF の投融資メニューの内、社会的インパクト志向が強いと考えられる事業について

- ・The Social Impact Accelerator (SIA)、European Programme for Employment and Social Innovation (EaSI)、European Fund for Strategic Investment (EFSI)、の3つが特に社会的インパクトを目的として運営しているプログラムと考えて差し支えない。
- ・3 つのプログラムとも、主にエクイティ投資またはエクイティを含む投融資等(EaSI は保証あり)
- ・EaSI については、EU Commission の Europe for Microfinance development というプログラムの元で 運営されている。

・EFSI 及び EaSI については、詳細は、Silvia Manca 氏に確認をしてほしい。

■ EIF のターゲットソーシャルリターン/インパクト評価に対する考え方について

(SIA の同項目参照)

- ・EaSI については、ローン商品があるので SIA とはインパクト評価の方法は若干異なる(例えばローン件数等、特定の KPI を用いる)
- ・ESFI については、ビジネスエンジェルと協業し、SIA と同様のインパクト評価モデルを適用している。

■直接投資における案件選定について

- ・投資判断に関しても、標準化された目的・目標といったものより、個別のビジネスモデルと KPI に着目するように配慮している。
- ・どの案件に投資するかを判断する際には、潜在的なリスク、想定リターンの程度、関連する社会的課題の大きさ、 等を考慮する。

■質問回答

	それぞれのファシリティに対する人員配置配分	(ミーティング後フォローアップ)
		EaSI 及び EFSI はプログラムマネジメントを行う 2-3 名のチ
1		ームがあり、保証については他のチームから 5 名程度が実
		行・モニタリングに関与する。 Equity スキームはそれぞれの商
		品に応じたチームが実施に関与する。
2	他に該当する事業はないか?各事業の違い	SIA、EaSI、EFSIの3つが特に社会的インパクトを目的と
		して運営しているプログラムと考えて差し支えない。
	投資・信用保証以外に何かサービス(例えば、能力	SIA#6と類似
3	強化、F/S 調査、コンサルサービスなど)を提供して	
	いるか。	
	サービスプロバイダーを選定するための選定基準(法	SIA#7と類似
4	人格、規模、実績、財務状況など)。EFSI 投資の	(ミーティング後フォローアップ)
	うち、①エンジェル投資家と同列投資、あるいはエン	②社会的投資債権については、現状パイロットプログラムの
	ジェル投資ファンドへの投資、②社会的投資債権	組成中である。
	EFSI 投資において、支援する分野・課題(教育、	(ミーティング後フォローアップ)
5	高齢者向け、社会的弱者向けなど)が特定されて	特定はされていない。
	いるのか	
	想定する経済的リターン(投資の場合)及び社会	(ミーティング後フォローアップ)
	的リターン	経済的リターンについて、EaSI 及び EFSI は目標を設定は
		していないが、サステナブルな投資となるようなリターンは追及
6		するのが通常(ただし EFSI では市場リターンと同水準まで
		は求めない)。一方で民間金融機関にとって難しい挑戦的
		な領域における投資を実践しており、EIFの目的に応じた役
		割を果たすためにファーストロスを取るなど高いリスクを許容で

1		ı
		ಕಿる。
		社会的リターンについて、プログラム毎の目的に照らして個別
		に目標値を設定する。
	支援最低金額	SIA#10と類似
7		
	支援最短期間	SIA#12と類似
8	又拨取短别间	SIA#12 C 類似
9	EaSI 能力強化投資につき、支援最高期間	(ミーティング後フォローアップ)
		約 10 年
	下記プログラムにつき、中間支援組織に対する契約	SIA#14と類似
1.0	内容:	
10	・EaSI 能力強化投資	
	・EFSI 投資	
	サービスプロバイダー選定にあたって、実施する審査	SIA#7と類似
	方法•体制	(ミーティング後フォローアップ)
		EaSI については、Guarantee 部門の 1-2 名が各案件選
11		定に関わる。また、初めのスクリーニングからサインまではトラン
		ザクションチームが責任を負う。全体の選定で数か月を要する
		が、提供情報、提案構成、予算等状況による。
	ᄮᅟᅜᄀᅻᇚᆙᄼᆥᅠᇆᇼᆝᅮᅷᇦᄀᄞᄽᇄᄭᄝᄼᅷᇄᇧ	
12	サービスプロバイダーに対して求める報告の具体的な	SIA#13と類似
	内容、どの程度関与するのか?	
13	スケールアップや他地域への展開の工夫、中間支援	SIA#16と類似
	団体及びサービスプロバイダー向けの能力強化	
	EIF の視点からの評価目的・活用(説明責任、民	N/A
14	間投資の呼び込みなど、評価結果をどのように活用	
	しているのか)	
15	分野ごとにも評価を実施しているのか	SIA#20と類似
	実施主体(文献調査からは外注して実施している	social impact bonds を除き、すべての投融資案件の社
1	かどうかが明確にならなかった)	会的インパクト評価は投資先(社会的企業か中間支援組
16		織)が実施する。評価を外部に委託することは可能。EIF
		のスキームでは外部機関は活用していない)
	以下のプログラムにつき、評価手法は定められた手	SIA#20と類似
	法やガイドラインに基づいているのか、またその内容。	(ミーティング後フォローアップ)
	・EaSI 能力強化投資	ベースとしてはガンマモデルの考え方が適用される。 ESI につ
17	・EFSI 投資(中間支援組織レベルのインパクト評	いては SIA と類似している。
17	価について、定められた手法はあるとのことだが、内容	EaSI 能力強化投資については、社会的側面、ファイナンス
	が確認できなかった)	側面のマトリックスで期待成果を検討する。①投資先のユニ
	・SIA 以外もガンマモデルを適用しているのか?	- クセリングポイントと②アディショナリティの二つの観点から、ど
		のような社会的目標を達成できるのか、ということを投資案件
		毎に議論する。
10	課題毎(例:初等教育、高齢者福祉など)に設	SIA#20と類似
18	定している手法やガイドラインがあるのか、各プロジェ	
•		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

クトで独自に定めているのか

インパクト評価のコストが資金支援に含まれているの SIA#21 と類似

19 か。含まれている場合どのくらいの割合か。また、含まれていない場合誰がコストを負担するのか。

20 インパクト評価推進のための支援の有無

SIA#22 と類似

(6) EIIL

日時	2017年2月22日(水) 10:00~11:30		
場所	European Investment Fund Office		
出席者	European Investment Fund	Uli Granbenwater	
	PwC	山﨑 英幸、Matthieu Lauzier	

■European Impact Investing Luxembourg(以下、EIIL)について

- ・EIIL は、市場の変革を促進するためのシンクタンク機能のみを有しており、社会的インパクトの評価支援やサービス提供は行っていない。
- ・全体として、月に一回程度の頻度でミーティングを行っている。また、年に一回の公開イベントがある。
- ・個々のワーキンググループはそれぞれの計画の元必要に応じて適宜会合を実施している。

■ワーキンググループの具体的な内容について

- ・Société d'Impact Sociétal (SIS)のワーキンググループについては、既にプロジェクトとして完了している。 (ワーキンググループの成果は EILL の Web を参照 ⁹²)
- ・他のワーキンググループについては、現在も継続している。特に目立った活動をしているのは、Climate Fundingのワーキンググループである。
- ・Impact Measurement ワーキンググループはソーシャルセクターに委ねられている。個々の企業は様々な評価ア プローチがあることを理解した上で、自らの事業活動に最も適する評価モデルを決定する必要がある。当該グルー プは Uli Granbenwater 氏がリードしている。その他、外部コンサルや Marc Helvinger 氏等が参加をしている。

■ SIS について

- ・事業による社会的インパクトを創出する企業に関して、従来の企業とは異なる法人格のあり方を定義したもので、 ワーキンググループのインプットを経て、昨年 12 月に制度化されている。
- ・SIS の企業はその事業目的に応じた年次レポートを公開する必要がある。
- ·SIS は一般公開用に現在英語に翻訳されている途中である。
- ・経済的成長と社会的インパクト指標を結びつけるハイブリッドストラクチャーを作ろうとしている。

⁹² http://www.impact-investing.eu/download/130/eiil-societe-d-impact-summary.pdf

■その他

- ・日本政府がインパクト投資のエコシステムを創出することを考えているのであれば、過去の他国の取組から、KSF や失敗事例を参考にすることが重要である。
- ・他にヒアリングをするのであれば、Expert Group on Social Entrepreneurship (GECES) が参考情報を 提供できると思う。 (EU の Web 参照 ⁹³)

93 http://ec.europa.eu/growth/sectors/social-economy/enterprises/expert-groups_en

5.3 休眠預金の NTMA への移管に関する通知フォーム ⁹⁴

<レターヘッド> 休眠預金の NTMA への移管に関する通知 セクション 12(4) 用紙 機関名: 機関の住所: 返信用ファックス番号: 通貨 移管総額 アカウント数 NTMA の資金受領日 前述の機関を代表し、同書に記載のある情報が正しいことを認める。 正式署名者の氏名 (大文字): _____/____/ 署名: ______ 日付: ______ 承認 NTMA はこの用紙の受領及び記載資金を認める。

⁹⁴ NTMA

5.4 NTMA に移管する資金がない旨の通知フォーム 95

<レターヘッド> NTMA に移管する資金がない旨の通知 セクション 12 (6) 用紙 機関名: 機関の住所: 返信用ファックス番号: ______ 前述の機関は、Dormant Accounts Act, 2001 のセクション 7 が適応する範囲の休眠預金を一切保有して いないことを宣言する。 署名: ______ 日付: 該当年: _____ 承認 NTMA は同用紙を確かに受領した。

95 NTMA

署名: ______日付: _____

5.5 DAF に移管された資金の払い戻しに関する NTMA への通知フォーム ⁹⁶

<レターヘッド>

Dormant Account Fund に移管された資金の払い戻しに関する NTMA への通知 セクション 19(3) 用紙

機関名:	_				
機関の住所	:			-	
返信用ファ	ックス番号:				
該当週に確	認された請求(日/月/年):	カ	·5	_まで	
通貨 (A+B)	アカウント数	払戻し請求額 (A)	未収利息 (B)		支払総額
				_	
				_	
				_	
				_	
銀行口座に	払戻されるべき資金:				
前述の機関	を代表し、これによって上	記の資金の請求を行う。			
正式署名者	の氏名 (大文字):				
署名:		/		目付:	
承認					

⁹⁶ NTMA

5.6 Pobal が運営する DAF による助成制度申請フォーム ⁹⁷

申請書				
セクション 1	Dormant Account Fund 適性資格			
1.1 法人名				
1.2 法人形態および登録番号(該当する箇所	所のみ)			
1.2.1 会社登録番号				
1.2.2 慈善団体登録番号				
1.3 2015年の監査済み財務報告書のコピ	既に提出済みの場合、再提出する必要はない。 国家機関は添付する必要がない。			
1.4 助成要求額	€			
Pobal のウェブサイトにある申請ガイドラインを参照。 セクション 2	・			
	領域 1: 社会的企業			
次の過	適格条件に関わる質問は全て回答する必要がある			
2.1 応募機関は社会的企業ですか?	はい/いいえ			
2.2 問 2.1 に「はい」と答えた場合、2016	5年の料金体系			
表を添付してください。				
2.3 プロジェクト総額の最低2割について、	共同出資者			
がいることが条件となります。				
2.3.1 共同出資テンプレートの添付。				
2.3.1 共同出資を証明する銀行明細書、贈	与契約書や趣			
意書、承認済みローン契約書などのコピーを				
2.3.3 パートナーによる資金支援の誓約書	のコピー (該			
当する場合。テンプレートあり)				
	2 クション 3 応募機関に関する詳細			
注:パートナーシップ形式の申請を行う場合、このセ	クションはリード・パートナーの情報のみを記載。			
3.1 申請機関の正式名称				
3.2 現在、申請機関は Pobal と助成契約を網	結んでいま はい/いいえ			

⁹⁷

https://www.pobal.ie/Publications/Documents/DAF%202016%20M1%20Application%20Form%20WORD%20version.docx

「いいえ」の場合、次の質問に進んでください。					
3.3 問 3.1 に記載の正式名称とは別のビジネス名称					
があれば記載。					
3.4 申請機関の住所					
3.5 申請機関のウェブサイト					
3.6 納税登録番号					
3.7 TCAN 番号 (アイルランドにおける、税務許可を証明する番号)	番号の証拠となる税務局からの書類を添付してください				
3.8 主な連絡先					
同申請の主な連絡先となる人を指名し、次の情報を記載	哉してください。				
氏名					
肩書き/申請機関における役割					
電話番号					
携帯番号					
E-Mail アドレス	E-Mail アドレス				
3.9 会長の連絡先					
氏名					
肩書き/申請機関における役割					
電話番号					
携帯番号					
E-Mail アドレス					
3.10 設立年					
3.11 定款のコピーを添付してください。					
3.12 申請機関は、他の機関と連携関係にある、あるいは他の機関の系統機関ですか?	はい/いいえ				
3.12.1「はい」の場合、内容を説明してください。					
3.13 申請機関の目的					

3.14 申請機関の簡単な歴史。同申請に関連する過去の実績などを含めて記載してください。 3.16 ガバナンス 役員名 取締役会における役割 対象グループ、団体、セクター Area of Expertise のいずれの代表か 3.16.1 取締役会の詳細 該当する欄にチェックを入れてください。 月1回 月に2回 3.16.2 取締役会はどれくら 年に2回 いの頻度で会合しますか? 年に1回 その他 「その他」を選択した場合、説明。 3.16.3 分科委員会はありま はい/いいえ すか? 分科委員会 分科委員会の目的、役割 分科員会はどれくら いの頻度で取締役会 に報告するか? 3.16.4 問 13.6.3に「は 1 監査・経理分科委員会 い」と答えた場合、右の表に 2 人事分科委員会 内容を記載してください。 3 マーケティング・広報分 科委員会 4 設備管理・特定のサービ スに関する分科委員会 5 その他(内容を記載) 3.16.5 申請機関はガバナンス・コードあるいは実務基準を設定していますか? はい/いいえ 3.16.6 「はい」の場合、詳細を記載してください。

3.17 人員						
3.17.1 機関の人員数	正規職員数					
	パートタイム職員数					
	3.18 ボラン	ンティア				
	3.18.1 ボランティア数(取					
締役会のメンバーは含めな い)						
	3.19 資金支援					
3 10 1 適切が財務管理を行う	上での手順、内部統制はどういき	うものがおります	t-b) 2			
3.19.1 週份本財務官項を行う。	上での子順、内部が市がなどして	フものがありまり) W. i			
	9+05B 51+3.145b	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * 	+== *	=7#1		
	過去3年間、EUあるいは国から			記載して下さい。		
	会支援者 支援を受けた年	プログラム	支援額			
セクション 4 プロジェクト						
4.1 プロジェクトの概要						
注:助成が決定した場合、ここに記載した情報は広報目的で活用される可能性があります。						
4.2 プロジェクトの詳細 プロジェクトの提案内容、目標、ステークホルダー、期待される成果について説明せよ。						
4.2.1 プロジェクトの主要な目						
最高 5,000 字	P 7100 .					
	煙けつ (是京ちつ)					
4.2.2 プロジェクトの主要な目標は? (最高5つ)						
最高 5,000 字						
4.2.3 プロジェクトの主要な活動は?						
	最高 5,000 字					
4.2.4 プロジェクトの裨益者、参加者は?裨益者や参加者とどのように関わるかについて詳細を記載して下さい。						
最高 5,000 字						
4.2.5 プロジェクトの結果、どのような成果が期待できるか記載して下さい。						

最高 5,000 字

4.2.6 プロジェクトが裨益をもたらす地域の説明。

最高 5,000 字

- 4.3 プロジェクトのニーズについての説明。回答には、下記の項目の説明を含めて下さい。
 - プロジェクトが対処する問題・ニーズは何か
 - そのニーズはどのようにして特定されたか
 - そのニーズに対処する主体として、申請団体が最適である理由

最高 5,000 字

4.4 領域アウトプットとアウトカム

プロジェクトから期待されるアウトプットとアウトカムについて記載して下さい。回答は、申請書のガイドインにある領域アウトプットとアウトカムを最低一つ含む必要がある。

最高 5,000 字

4.5 領域基準

申請ガイドラインにある領域基準をプロジェクトがどう満たすかについて簡潔に説明して下さい。

回答する際、下記項目について説明を含めよ。

- 社会的企業の目標や役割
- 社会的企業が地方の人々の生活の質の維持・向上にどのように貢献するか
- 社会的企業およびプロジェクトがどのようにして対象地域における他の活動を補完・向上させるか
- 対象地域における既存の活動の置き換えとならないこと

4.6 PARTNER/(S) パートナー

プロジェクトがパートナーシップを想定する場合、プロジェクトの管理および実施過程においてパートナーがどのような 役割を果たすのかを説明して下さい。また、パートナーの専門性についても回答に含めて下さい。

最高 5,000 字

4.7 持続可能性

求めている助成金がどのようにして申請機関の長期的な持続可能性に貢献するかを説明して下さい。

最高 5,000 字

4.8 モニタリング

どのようにしてプロジェクトをモニタリングし、進捗を記録するかについて説明して下さい。

最高 5,000 字

4.9 その他、プロジェクトに関わる情報

同申請に関わるその他関連情報について記載して下さい。

最高 5,000 字

セクション 5 プロジェクトの予算				
5.1 プロジェクトの総額5.2 Dormant Accounts Fund から求める助成額		€		
5.3 共同出資額		€		
		付加価値税		
5.4 申請機関は付加価値税の登録をか?	している	はい/いいえ		
5.4.1 「はい」の場合、プロジェクトに関わるコストの付加価値税は回収可能か?		はい/いいえ		
5.4.2 「いいえ」の場合、付加価値税の回収可能テンプレートを記入し、添付して下さい。				
問 5.4 に「はい」と答えた場合、プロ	コジェクトラ	- P算のテンプレートを記入する際、付加価値税を含めないでください。		
5.5 プロジェクトの開始予定日		契約書を受領した日から助成対象項目の支出を行うことが可能である。早くとも 引が想定されている。		
5.6 プロジェクトの終了予定日				
	5	5.7 プロジェクトの予算		
プロジェクト予算のテンプレートをダウンロードの上、記入して下さい。		・ プロジェクト予算のテンプレート・ 各項目につき、詳細な見積書(該当する場合のみ)・ 詳細な建設コスト見積もり(該当する場合のみ)		

5.7 DAF 領域 1 「社会的企業」プロジェクト完了報告要件 98

領域 1 - 社会的企業

表 1 は Pobal のウェブサイトにあるファクトシートに記載されているアウトブットとアウトカムの指標であり、Pobal はこれらを用いて各担当省への報告を行います。この報告書を作成するために、支援先社会的企業は表 2 にある質問に答えていただくこととなります。

表 1: 公表済みアウトプット・アウトカム

アウトプット:

- 支援した社会的企業の種類 (報告用に既定リストが作成される)
- 助成の結果、地域社会あるいは対象グループに対してサービスを改善・向上させたサービス数(プロジェクト終了後、想定された 発展があったかどうかを確認)

アウトカム:

- 助成の結果、支援先社会的企業において新しく創出された雇用ポジション数(その内、労働市場から最もかけ離れた人々によって埋められた雇用ポジション数)。雇用ポジションは正規雇用あるいはパートタイム雇用と分類し、平均時給を利用。
- 助成の結果、支援先社会的企業において維持された雇用ポジション数(その内、労働市場から最もかけ離れた人々が維持した雇用ポジション数)
- 助成の結果、どのようにしてサービスが改善・向上したか(既定のリストから選択。例:地域拡大、サービスの効率改善、売上 高の増加など)

表 2: 報告用の質問項目		
データ質問	データの入力フォーマット	コメント
1. プロジェクトは予定どおり完了した	はいくいいえ	
か?		
2. プロジェクトが未了の場合、その	自由にテキストを入力	100 字以内
理由の説明および予定完了日		
3. 支援先社会的企業によって提供	該当する項目全てにチェックを入れてください。	
されたサービスの種類	-コミュニティー・レベルの小売	
	-コミュニティー・レベルの交通	
	-環境とエネルギーに関わるサービス	
	-食品生産、食品サービス(例:食事トラック)	
	-食料銀行、食料配布	
	-スポーツ、レジャー	
	-観光、遺産や伝統に関わるサービス	
	-その他(内容を明記)	
雇用創出		
4. 助成により支援先社会的企業に	正規職員数	「正規職員」の定義は企業ごと異なる
おいて新しく雇用が創出された場	パートタイム職員数	が、ここにはあなたの企業が定める「正規
合、その雇用ポジション数		職員」について記載して下さい。
5. その内、それ以前無職あるいは	正規職員数	
Live register1に掲載されてい	パートタイム職員数	
た人により埋められた雇用ポジショ		
ン数		
6. 助成により支援先社会的企業に	正規職員数	「維持された既存のポジション」とは、助
おいて雇用が維持された場合、そ	パートタイム職員数	成がなくてはなくなる危機にあった雇用ポ
の雇用ポジション数		ジション、助成の結果契約期間・時間が
		延長された雇用ポジションを指す。

 $^{^1}$ パートタイム職員、季節労働者、日雇労働者を含む求職者手当対象者が基本的に掲載されている、アイルランド政府の登録簿。

⁹⁸ Measure 1 Social Enterprises end of project reporting⁹⁸

サービスの改善		
7. 支援先社会的企業、また社会的	該当する項目全てにチェックを入れて下さい	
企業が提供するサービスは助成	-提供サービスの幅の拡大	
の結果、どのようにして改善・強化	-提供サービスの地域拡大	
されたか ?	-新たなターゲット・グループに対するサービスの提供	
	-サービス提供時間の増加	
	-効率・費用対効果の向上	
	-サービスの質の改善	
	その他	
8. 助成の結果、提供されたサービス	はいくいいえ	
からの売り上げは増加したか?		
9. サービスの質の改善、またユーザ	自由にテキストを入力	100 字以内
ーにとってどのような変化をもたら		例:傾斜路を設置し、アクセスを改善し
したか、について簡潔な説明を記		た結果、障害者・高齢者ユーザーの利
載して下さい。		用が明確に改善した。我々の試算では、
		設置後10人の新しいユーザーが創出
		された。我々は地域の障害者および高
		齢者サービスに対して認知を広めることに
		努める。

5.8 SIA による社会的企業の定義 ⁹⁹

SIA による社会的企業とは、以下の基準を満たす経済活動団体とされている。

- ① Commission Recommendation of 6 May 2003 (2003/361/EC)のもと、中小企業の基準を満たしている
- ② 助成以外の資金調達を行い、将来的には経済的な自立を可能とするビジネスモデルに基づいている。また、 同企業の資本の売買については市場の基準に沿って行われている。
- ③ 社会問題に対してスケールアップ可能なビジネス解決を提案し、社会的インパクトを達成することを目的としており、定款または同等の書類に同目的が明確に記載されている
- ④ 社会的インパクトターゲット、事業実施の指針となる指標、また社会的インパクトを事後計る上での関連指標を事前にビジネスプランにおいて定義している
- ⑤ 経済的な自立性を視野に入れて組成されている
- ⑥ 企業成長により創出された資金を社会的目標の達成のために活用する意向がある
- ⑦ 社員、顧客、その他ステークホルダーの利害を考慮し、透明性のある、また説明責任を十分果たすような企業運営を行っている

5.9 SIA ファンドマネージャーに求められる投資プロポーザルの内容 100

EIF はファンドマネージャーより以下の情報を含んだ投資プロポーザルを SIA のウェブサイトにあるメール・アドレス宛てに提出するよう求めている。

- ① 投資戦略及び投資対象とする分野や企業成長ステージ、また対象とする理由
- ② 投資戦略を実施する能力を有する**投資チーム**。各チーム・メンバーがどのようにお互いの能力や経験を補 完しあうか、またチームの安定性及びチームワークの実績についての記述が求められる。(結成初期のチームも応募可能)
- ③ 投資チームの能力、対象とする地域における社会的インパクト投資の豊富な経験を反映する投資実績。
- ④ ファンドの規模、またその商業実現性及び投資キャパシティーの安定性についての根拠
- ⑤ ファンドの法体系、税構造、その他関連諸条件
- ⑥ ステークホルダーとファンド間の利害の一致

⁹⁹ http://www.eif.europa.eu/what we do/equity/sia/terms-of-reference.htm

¹⁰⁰ http://www.eif.europa.eu/what we do/equity/sia/terms-of-reference.htm?lang=-en

5.10 EaSI 信用保証のレポーティング内容 101

(1) オペレーショナルデータ

パートA:新規オペレーション

A1 借手

借手 ID、地域、国、設立年月日、セクター(Nace Code)、現在の従業員数、年間売上高、総資産、備考

A 2 融資

借手 ID、融資参照 ID、通貨、融資総額、融資満期(月数)、融資決定日、初回融資日、商品、備考

パート B オペレーションリスト

借手 ID、融資参照 ID、通貨、額面融資総額、貸付総額、貸付残高、貸付終了日

パート C 保証発動リスト

借手 ID、参照先融資、デフォルト日、通貨、デフォルト額、発生利息

パートD 期限切れ融資

借手 ID、参照先融資、払い戻し日

パートE キャンセル済融資

借手 ID、参照先融資、タイプ

パートF 変更

1. 融資期間の変更

借手 ID、参照先融資、新しい融資満期

2. 借手の変更

借手 ID、参照先融資、新規借手 ID

3. 融資 ID の変更

借手 ID、参照先融資、新規融資 ID

4. 融資総額の変更

借手ID、参照先融資、新規融資総額

[&]quot;Annex III to the Open Call for Expression of Interest to select Financial Intermediaries under EaSI" http://www.eif.europa.eu/what_we_do/microfinance/easi/easi-call-for-expression-of-interest/easi-guarantee-_annex-iii social-entrepreneurship-direct-guarantee.pdf

(2) ポートフォリオデータ

ポートフォリオレベル

最終裨益者の除外率(%)、年利(%)、最終裨益者の変更(%)、要求担保

(3) インパクトデータ

インパクト

最終裨益者 ID、社会的企業の法的会社形態、法的言語、社会的企業がハイブリッドストラクチャーかどうか、完全または一部他社所有、契約者性別、契約者年齢、ボランティアの数、フルタイム雇用者の数、パートタイム雇用者の数、事業年間総売上(€)、助成・寄付・スポンサー等の非市場性資金の割合(%)、活動領域、当該社会的企業の社会的目的事業に還元する利益/剰余金、当該社会企業のミッションに沿ったチャリティ又は他組織への寄付としての利益/剰余金、メンバー・オーナー・シェアホルダーへの配当としての利益/剰余金

5.11 EIIL による Société d'Impact Sociétal 提案概要 ¹⁰²

EIILは、非営利組織や営利企業といった既存の法人格が、近年出現した「社会的企業」のニーズを十分満たせていないことを背景に、ルクセンブルクにおけるSociété d'Impact Sociétal" (以下、SISと略記)という新しい法人格を提案した。

EIILが構想するSISは、Luxembourg law of 10 August, 1915 にある営利企業の一つの法人格を持つものの、SISの適格基準を満たした場合、独立した当局により特別なラベリングが付与されることとなる。SISは社会的インパクト目標、KPI、社会・環境評価ツールについて関連当局に報告することが求められるほか、年次の社会的インパクト報告書、さらには社会的インパクト監査も求められることとなる。

SISは伝統的な株式に加え、インパクト株式を発行することができることが想定されている。よって、社会的インパクトを主目的とする民間投資家や公的投資家、経済的なリターンを主目的とするもそれが社会的リターンを達成する上での条件であることを理解する民間投資家など、様々な投資家からの資金調達を容易とさせる。また、税金の観点からは、伝統的な株式に関わる収益は通常課税されるが、インパクト株式に関わるそれは内部保留され、インパクト創出活動に再投資されることとなる。

EIILはSISの提案を通じ、社会・環境インパクトの創出と評価、社会的企業の金融へのアクセスの改善を促進するとともに、ルクセンブルクを社会的経済(Social Economy)及び社会的インパクト投資にとって魅力的な場所とすることを狙っている。

_

¹⁰² http://www.impact-investing.eu/download/130/eiil-societe-d-impact-summary.pdf